

令和6年6月定例会

# 農水經濟委員會

予算決算委員會（農水經濟分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## (6月17日(委員間討議))

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	3
2、出席者 .....	3
3、審査事件 .....	3
4、付託事件 .....	3
5、経過	

### (産業労働部)

#### 分科会

産業労働部長報告議案説明 .....	5
報告議案に対する質疑 .....	5
報告議案に対する討論 .....	5

#### 委員会

産業労働部長所管事項説明 .....	6
決議に基づく提出資料説明 .....	8
陳情審査 .....	9
議案外所管事務一般に対する質問 .....	12
請願審査 .....	27

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	29
2、出席者 .....	29
3、経過	

### (水産部)

#### 分科会

水産部長報告議案説明 .....	29
漁港漁場課長補足説明 .....	30
報告議案に対する質疑 .....	31
報告議案に対する討論 .....	31

#### 委員会

水産部長総括説明 .....	31
決議に基づく提出資料説明 .....	33
水産加工流通課企画監補足説明 .....	34
陳情審査 .....	35
議案外所管事務一般に対する質問 .....	35
議案に対する質疑 .....	49

議案に対する討論 .....	4 9
<b>(第3日目)</b>	
1、開催日時・場所 .....	5 1
2、出席者 .....	5 1
3、経過	
<b>(農林部)</b>	
分科会	
農林部長報告議案説明 .....	5 1
農政課長補足説明 .....	5 2
報告議案に対する質疑 .....	5 3
報告議案に対する討論 .....	5 8
委員会	
農林部長所管事項説明 .....	5 9
決議に基づく提出資料説明 .....	6 2
陳情審査 .....	6 3
議案外所管事務一般に対する質問 .....	6 4
委員間討議 .....	7 4
・審査結果報告書 .....	7 5
<b>(配付資料)</b>	
・分科会関係議案説明資料	(産業労働部)
・委員会関係議案説明資料	(産業労働部)
・分科会関係議案説明資料	(水産部)
・委員会関係議案説明資料	(水産部)
・分科会関係議案説明資料	(農林部)
・委員会関係議案説明資料	(農林部)

6月17日  
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年6月17日

自 午前10時39分  
至 午前10時42分  
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

委員	長	中村	一三	君
副委員	長	山村	健志	君
委員		溝口	芙美雄	君
"		瀬川	光之	君
"		山口	初實	君
"		前田	哲也	君
"		近藤	智昭	君
"		堤	典子	君
"		大倉	聡	君
"		白川	鮎美	君
"		虎島	泰洋	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

なし

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時39分 開会  
-----

【中村(一)委員長】ただ今から、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、前田委員、堤委員のご兩人にお願いいたします。

本日の委員会は、令和6年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時40分 休憩  
-----

午前10時41分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかにないようですので、これもちまして本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

-----  
午前10時42分 散会  
-----



# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年6月28日

自 午前 9時58分  
至 午後 1時40分  
於 委員会室 4

経営支援課長 下窄 賢剛 君  
未来人材課長 未續 友基 君  
未来人材課企画監  
（外国人材担当） 高見 誠 君  
雇用労働政策課長 黒川恵司郎 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中村 一三 君  
副委員長(副会長) 山村 健志 君  
委 員 溝口 芙美雄 君  
" 瀬川 光之 君  
" 山口 初實 君  
" 前田 哲也 君  
" 近藤 智昭 君  
" 堤 典子 君  
" 大倉 聡 君  
" 白川 鮎美 君  
" 虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

堀江ひとみ 君

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 宮地 智弘 君  
産業労働部政策監  
（産業人材確保・育成担当） 石田 智久 君  
産業労働部次長 井内 真人 君  
産業政策課長 吉田 稔 君  
企業振興課長 香月 康夫 君  
企業振興課企画監  
（企業誘致推進担当） 石川 拓朗 君  
新産業推進課総括課長補佐 清田 純 君  
新エネルギー推進室長 岩永 俊一 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

報告第2号

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）  
（関係分）

報告第4号

令和5年度長崎県農業改良資金特別会計補正  
予算（第2号）

報告第5号

令和5年度長崎県林業改善資金特別会計補正  
予算（第2号）

報告第6号

令和5年度長崎県県営林特別会計補正予算（第  
3号）

報告第7号

令和5年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計  
補正予算（第2号）

報告第8号

令和5年度長崎県小規模企業者等設備導入資  
金特別会計補正予算（第2号）

報告第10号

令和5年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予  
算（第2号）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

（1）議 案

第77号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長

岐県海域管理条例の一部を改正する条例（関係分）

（2）請願

- ・「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

（3）陳情

- ・要望書（佐々町）
- ・要望書（松浦市）
- ・要望書（大村市）
- ・令和7年度県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）
- ・令和6年度長崎地方最低賃金改正についての陳情
- ・要望書（西海市）
- ・長崎県漁業調整規則に関する陳情書

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前 9時58分 開会  
-----

【中村(一)委員長】 ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第77号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」のうち関係部分でございます。

そのほか、請願1件、陳情7件の送付を受けております。

なお、予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました報告議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、報告第2号「令和5年度長崎県

一般会計補正予算(第11号)」のうち関係部分、ほか6件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り、再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

なお、新産業推進課伊東課長から、本委員会を欠席し、清田総括課長補佐を代理出席させる旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【宮地産業労働部長】 おはようございます。産業労働部長の宮地でございます。

本委員会に、今回、初めて出席いたします産業労働部新任幹部職員を紹介いたします。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いたします。

【中村(一)委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査

を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

産業労働部長より、報告議案の説明を求めます。

【宮地産業労働部長】産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料としましては、「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」でございます。2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしております議案は、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第8号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」であります。

これは、さきの2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております。令和5年度予算の補正を令和6年3月29日付で専決処分させていただくものであります。

一般会計における、歳入予算・歳出予算は、記載のとおりであり、この歳出予算の主な内容は、地場企業工場等立地促進補助金の実績確定等に伴う、地場企業総合支援事業費4億7,557万4,000円の減などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計について、歳入予算・歳出予算は、記載のとおりであり、この主な内容は、高度化資金償還金の減などによるものであります。

最後に、「令和5年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分については、合計14億3,276万5,000円を計上しており、その内訳は、記載のとおりでございます。

繰越の主な内容は、国の物価高騰対応重点支

援地方創生臨時交付金の活用事業等について、年度内に適切な事業実施期間が確保できないことにより、令和6年度にかけて引き続き支援に取り組むためのものがございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分及び報告第8号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】次に、委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項について説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行

うことといたします。

なお、請願審査は、午後1時30分から行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、産業労働部長より所管事項説明を求めます。

【宮地産業労働部長】産業労働部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

資料といたしましては、「農水経済委員会関係説明資料」当初版と追加1でございます。

今回、ご報告いたしますのは、経済・雇用の動向について、価格転嫁の円滑化について、成長分野における製造業の振興について、食料品製造業の振興について、カーボンニュートラルの実現に向けた県内産業の振興について、火力発電の高効率化等について、スタートアップ企業の集積促進について、中小・小規模事業者への支援について、産業人材の育成・確保について、外国人材の活用について、誰もが働きやすい職場づくりの推進について、高等技術専門校の見直しについて、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてであります。

このうち、新たな動きについて主なものを紹介いたします。

まず、追加1の2ページ中段をご覧ください。

（価格転嫁の円滑化について）

原油価格・物価高騰の影響が長期化する中、本県における賃上げを推進するため、県では、昨年6月に県内経済団体等と締結した「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」に基づき、価格転嫁の促進に取り組んでいるところでございます。

その結果、望ましい取引慣行の遵守などを代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行った企業数は、協定締結以降290社増加し、6月13日時点で479社となるなど、適正な価格転

嫁に向けた機運は一定高まってきているものと認識しております。

一方で、経済団体の皆様からは、「価格転嫁に関する理解は進んでいるが、十分な価格転嫁には至っていない」との声もお聞きしていることから、取組のさらなる強化が必要であると考えております。

こうした中、適正な価格転嫁を実現するためには、機運醸成の次の段階として、価格交渉に向けた具体的な行動を進めることが重要であることから、去る6月17日、価格転嫁を支援する関係機関の皆様と「価格転嫁の相談・支援の強化に関する連携協定」を、全国で初めて締結いたしました。

今後、同協定に基づき、協定締結機関や公正取引委員会等と連携しながら、価格交渉に係る資料作成や効果的・効率的な交渉手法の提案など、交渉に臨むための具体的な支援を通して、適切な価格転嫁の促進に努めてまいります。

次に、当初版の3ページ下段をご覧ください。

（カーボンニュートラルの実現に向けた県内産業の振興について）

2050年のカーボンニュートラルの実現を目指す世界的な潮流の中、本県産業の振興のためには、グリーン成長分野における成長産業の育成に取り組んでいくことが重要であると考えております。

こうした中、去る5月24日、株式会社大島造船所と県において、カーボンニュートラル社会の実現に向けた県内造船関連産業の振興や人材の確保・育成を目的とした連携協定を締結いたしました。

同社は、国が再生可能エネルギーの主力電源化の切り札として推進している洋上風力発電関連事業について、浮体式への参入を表明されて

おります。

県としては、洋上風力発電関連のほか、環境対応船の製造など、カーボンニュートラルに対応した県内サプライチェーンをさらに強化するとともに、本県の造船業の魅力を県内外に発信し、業界全体の人材確保につなげられるよう、関係市とも連携して取り組んでまいります。

ここで、追加1の3ページ下段をご覧ください。

また、去る6月14日、ブラザー工業株式会社と県産業労働部において、県内再生可能エネルギー関連産業の振興などを目的とした連携協定を締結いたしました。

今年5月、国が前面に立って、水素の供給・利用を早期に促進する「水素社会推進法」が成立し、これまでの実証段階から社会実装の段階へ移行しようとしております。

県としては、今後、急速な成長が見込まれる水素市場に対し、県内企業の参入を図るため、水素について高い知見を有するブラザー工業と県内企業が連携した技術開発や実装化に向けたプロジェクトなどの取組を支援してまいります。

今後も、カーボンニュートラルの実現に向けて、新たな時代に対応した県内産業の振興に取り組んでまいります。

次に、当初版の4ページ中段をご覧ください。

（火力発電の高効率化等について）

2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、再生可能エネルギーの導入が加速する中、石炭火力発電は、出力調整機能に優れ、電力の安定供給に必要な電源であり、今後は高効率化等の取組が重要になってくるものと認識しております。

国が策定した「エネルギー基本計画」の2030年度の電源構成においても、電力需要の19%を火力発電が担うことになっていますが、先のG7

気候・エネルギー・環境相会合においては、高効率化等の対策が取られていない石炭火力発電は、2035年までに段階的に廃止するとの合意がなされたところであります。

このような中、去る5月9日に電源開発株式会社が発表した中期経営計画において、松島火力発電所の2024年度末での休廃止に加え、今回新たに松浦火力発電所1号機を2030年度までに休廃止または予備電源化するとの考えが示されました。

県としては、松島火力発電所の休廃止が発表された際には、電源開発に対し、雇用の維持や発電所の高効率化等に関する計画を着実に進めることなどについて要望したほか、国に対しても、政府施策要望等において、発電設備の高効率化や水素・アンモニア混焼などの次世代技術による脱炭素化の実現に向けた電力事業者への支援などについて要望してきたところでございます。

今後とも、雇用等の地域経済への影響が生じないように、地元市と連携しながら国や電源開発に働きかけてまいります。

次に、当初版の7ページ下段をご覧ください。

（外国人材の活用について）

市場が急速に拡大しているIT関連産業の専門人材ニーズに対応するため、今年度から、長崎市や佐世保市、県内大学等の産学官と連携し、バングラデシュIT人材の確保を支援する「長崎県モデル」の構築を進めております。去る4月18日には、バングラデシュIT人材の採用に関心がある県内企業等を対象にセミナーを開催し、そのうち5社が6月に開催したマッチング会に参加されました。

一方、さらなる外国人材の活用に向け、関係部局で構成する庁内連絡会議を開催して情報共

有を図るとともに、長崎商工会議所の人材確保育成特別委員会と連携し、県内各業界を代表する企業の参加のもと、外国人材活用セミナーを開催したところであります。

今後とも、県庁内の各部とも連携し、国の制度改正の動向や県内産業界の人手不足の状況等を注視しながら、ニーズに応じた外国人材の受入れを促進してまいります。

その他の項目については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【吉田産業政策課長】私の方からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明いたします。

資料ですが、「農水経済委員会提出資料産業労働部」をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、いずれも令和6年2月から5月におけるものでございます。

まず、2ページ、補助金内示一覧表でございます。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町に対して内示を行った間接補助金であり、1件を掲載しております。

次に、3ページから7ページにつきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表でございます。該当の計15件を掲載しております。

次に、8ページから10ページでございます。

こちらは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長あてにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計2項目について掲載しております。

最後に、別紙をご覧ください。

営繕課が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

続きまして、政府施策要望関係でございます。

6月中旬に実施いたしました「令和7年度政府施策に関する提案・要望」について、産業労働部関係の要望結果をご説明いたします。

補足説明資料「令和7年度政府施策に関する提案・要望について」をご覧ください。

産業労働部関係におきましては、最重点項目の「再生可能エネルギー導入拡大によるGXの実現に向けた支援」について、経済産業副大臣に対し、知事、議長、産業労働部長が要望いたしました。

また、重点項目の4項目、「電源三法交付金制度の見直し」、「地域の特性に応じた再生可能エネルギーの普及」、「外国人材の受入」、「雇用・人材対策」については、経済産業省、法務省、厚生労働省の3省庁の関係部署に対し要望いたしました。

3、特記事項に記載しておりますが、「再生可能エネルギー導入拡大によるGXの実現に向けた支援」につきましては、国が掲げるカーボンニュートラル実現に向け、洋上風力発電等の再エネの導入拡大には、立地地域の理解や協力が必要であることから、経済産業省に対し、洋上風力発電や太陽光発電等を電源立地地域対策交付金の対象とすることや、洋上風力発電の導入に向けた利害関係者の範囲など調整にかかる

方針の策定について、経済産業省に要望いたしました。

経済産業省からは、「本県からの要望をしっかり受け止めるとともに、電源立地交付金については、安定的に電力を供給できる電源を対象としており、現在の洋上風力は対象となるような技術や実績を有していないが、今後の技術開発により、将来的には交付金の対象となる可能性はある。また、洋上風力の導入に関する利害関係者との調整については、まずは自治体で調整していただく必要があるが、経済産業省としても、水産庁などと協力しながら、サポートしていく」とのお話をいただいたところでございます。

以上が、産業労働部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、5番、7番、9番、10番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山口委員】 質問というか、要望という形になると思いますが、令和6年度の長崎地方最低賃金改正についての陳情の関係であります。

この件につきましては、昨年の9月議会にも一般質問におきまして、それぞれ最低賃金について、当局とやり取りをさせていただいた経緯がございます。

話としては、その延長線上になるかと思いま

すけれども、いずれにしても、令和6年度の長崎県の最低賃金の改正に関しまして、知事名で長崎地方最低賃金審議会など関係機関に意見書を提出するよう陳情をするという話でございます。

昨日の新聞にも、「最低賃金1,050円で調整」ということで報道が大きくされております。現在の最低賃金の全国の平均時給は、1,004円ということで記載をされておりますが、これから7月下旬に中央審議会としての目安を決めるという状況になっております。

そういう中で、厚生労働大臣からも見解が述べられておまして、「物価を上回る賃金の上昇を実現していかなければならない。国民は期待感を持って引上げの水準に注目している。最低賃金の重要性を踏まえた議論をお願いする。」と言われております。そして、「賃金格差を是正するためにも、最低賃金の大幅な引き上げが必要」というふうに指摘をされているところであります。

そういうことで、都道府県の関係になるわけですが、地方審議会が話し合いを、8月頃、実際の改定額を決定すると。10月以降、順次適用されて、非正規を含む全ての働く人が対象となるということで見解が述べられて、マスコミも、こう報道をしているところであります。

この陳情書についての具体的な関係でありますけれども、長崎県のアルバイト・パートの平均時給が今928円です。県内では、福岡や佐賀と隣接する対馬、川棚が998円と最も高い状況にあるわけでありまして、賃金の高い地域への雇用の流出、人材確保の厳しさが今影響している状況にあります。

もう一つ、外国人労働者の関係ですが、外国人労働者は最低賃金で雇用をされている割合が

高いわけです。今現在の日本の円安の中で働くことの魅力そのものが、今減少をしてしまっている状況にありまして、外国人実習生などは少しでも多い収入を求めて労働移動も見られています。最低賃金が長崎県の魅力を低減させているということも言われている状況でございます。

そういうことで、これから、この問題の解決に向けてお願いをしたいわけではありますが、昨年の議論をちょっと振り返ってみますと、昨年は、長崎県も45円でしたかね、大きく最低賃金が増えました。ただし、そういう中において、お隣の佐賀県とは逆に2円の格差が生じてしまったという状況にあります。

その時には、まだその状況がよくわかってなかったんですが、今になってその時の経緯を見てもみますと、佐賀県知事が相当に動いておられるということが、わかっていたんでしょうけども、今年になって私どもも知るようになったわけがあります。

そういうことで、これからの長崎県の最低賃金を少しでも上げて、いわゆる働く人たちの生活水準を向上させるということを、長崎県としても全面的に頑張りたいというふうに思っています。

そういうことで、佐賀県のこの件に少し触れてみますと、昨年、佐賀県は県知事が、「佐賀県最低賃金改正に関する要請」を行っております。若者の県内定着、UIターンの促進、人材確保などの課題解決に向けた県としての強い意志の表れであり、そのことが900円の改正につながった。

今年も要請すると見られますが、佐賀県の発展に向けた県民への強いメッセージと、昨年の佐賀県知事の行動は、佐賀県民に対する大きな

メッセージであるというふうにも受け止められております。

そういうことで、長崎県としても、本県の人口流出の歯止めや人材確保、全国との格差解消、国の2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指す。これは国が言っているわけではありますが、そのことを踏まえ、限りなく早期に1,000円台を実現するというのを、この陳情書の中にうたい込んでありますので、ぜひ長崎県のご配慮をよろしくお願いをしたいと思います。

私どもは、何も全国一律に最低賃金を上げるということを求めているわけでもありません、少なくとも、九州各県の他県と並べてみた時に見劣りしない、いわゆる人材流出をさせない、逆に長崎がいい町だということも思ってもらえる最低賃金にはしていきたいと思っておりますので、知事のご奮闘を期待いたしているところです。よろしくお願いいたします。

何かご見解がございましたら、よろしくお願いいたします。

【宮地産業労働部長】今、山口委員からお話があったので、最低賃金の昨年度の決定過程等については、私どもも承知をしているところでございます。

長崎県の状況を見ますと、働く方の3人にお1人は小規模企業にお勤めということで、やはり小さい企業にお勤めの皆さんに目線を置くべきというのは、私どもも常々思っているところでございます。

ただ、委員ご案内かと存じますが、最低賃金の決定の過程については、最低賃金法という法定がございまして、中央審議会の目安と、あと地方審議会の方で長崎労働局長が決定されるということもございます。

その中で、各県行政で、ご意見を参考までに申し上げる機会というのはあるかと思imasるので、そこは長崎労働局ともご相談しながら、効果的な対応を取っていきたいと思imas。

一方で、私どもが考えないといけないのは、やはりいたずらな賃金上昇によって地方の企業が非常に経営不安になられるというお話になると、本末転倒になってしまいますので、やはり地方の企業の経営の状況も見ながら、賃金というのは向上していくべきものかなと思imas。

その考えの中で、地方審議会におきましても、労使で十分な協議をなされると承知しておりますので、県としても、その協議会に対して、適切な参考のお話などをできるようにというのは、今後、労働局とも協議をしてまいりたいと思imas。

【山口委員】大変ありがとうございます。

いずれにしても、最低賃金を上げるということは、働く人々へのいわゆる支援とともにですね。使用者側にとりましては、その分がかなりの負担になる部分も現れてまいりますので、その辺、両方についてきちとした支援の手を差し伸べていただけるように、よろしくお願いをしておきたいと思imas。ありがとうございます。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【溝口委員】佐世保市から企業誘致の推進ということで出ておりますけれども、佐世保市としては、IRの誘致ということで力強く推進をしてきたわけですけれども、さきの政府の判断で誘致ができなかったということになっております。

佐世保市の相浦工業団地の早期分譲について、令和元年から開始して約6年になろうとしているんですけれども、産業労働部として、相浦工業団地の早期分譲ということに対する現状を

お聞かせ願いたいと思imas。

【石川企業振興課企画監】相浦工業団地への企業誘致についてのお尋ねでございます。

相浦工業団地につきましては、立地が決定したというものは、今の時点ではまだございませんけれども、実際に企業様にご紹介をしております、誘致活動を継続しているところでございまして、昨年度、実際に企業様に現地を見ていただいております。

その企業様にも興味を持っていただいて、候補地として検討をいただいているところでございますが、引き続き、立地の決定につながるように佐世保市、産業振興財団と連携して、全力で取り組んでまいりたいと思imas。

【溝口委員】わかりました。なかなか実現できないということで大変苦慮しているわけですが、なるべく、やはり製造業というのをそこに誘致したいということで佐世保市としては努力しているんですけれども、誘致が可能な企業のまだめどが立っていないということでございまして、何社ぐらい視察に来ているんですかね。

【石川企業振興課企画監】令和元年に分譲が開始されましてから、これまでに約20社程度は視察をしていただいておりますけれども、直近の動きにつきましては、相手もございまして、具体的な答弁は控えさせていただきたいと思imas。

いずれにしても、具体的な商談というのを現在継続しておりますので、これが立地につながるように全力で取り組んでまいりたいと思imas。

【溝口委員】わかりました。まだ継続して、やはりここに行きたいなということで交渉とか何とかが進んでいる企業はないんですかね。

【宮地産業労働部長】相浦工業団地につきましては、先ほど溝口委員からご紹介がありましたように、まだ立地決定というところまではいっておりませんが、先ほど企画監が申しあげましたとおり、複数の企業様にご関心をいただいております。

私どもとしましては、委員おっしゃられましたように、まず製造業であること。それと、できるだけ地元の企業様に対して、お仕事を発注していただけるような企業が望ましいだろうということで、そういう具体的な今詰めをいろいろやっているところでございます。

企業相手のところがございまして、いつまでに、どうするということをはなかなか申し上げるのが難しいところではございますが、具体的な話はいろいろございますので、できるだけ早期に、なるべくいい企業様に立地していただきますよう、佐世保市と一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。ありがとうございます。早く、この相浦工業団地を埋めないと次に進めないんですね。

それで、佐世保市との話し合いの中で、この相浦工業団地は大事ですけども、IRの誘致ができなかったのが、大きな工業団地を開拓していただいて、そこに企業誘致するような、そういう県としての動きもしていただきたいという要望がっておりますので、この辺についてもご検討いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【前田委員】政策等決定過程の説明を先ほど受けましたけども、1,000万円以上の契約条件一覧表3ページから5ページのところなんですけども、当然、当初予算の中で大枠の予算というのは私は了解していますので、これはこれで結構なんですけども、産業振興財団や長大、各種団体はわかるんですけども、それ以外の部分について随契で発注しているものについては、すみませんけども、契約の内容というか、大雑把で言えば内容と、どうしてこれが随契になっているのかについては説明を求めたいと思います。

【清田新産業推進課総括課長補佐】1,000万円以上の随意契約で、産業振興財団や長崎大学以外の随意契約の内容ということで質問がございましたので、まず、長崎ダイヤモンドスタッフに随意契約をしております、令和6年度大学連携型起業家育成施設企業支援等業務委託の件についてご説明させていただきます。

この委託につきましては、D FLAGという、中小企業基盤整備機構が出島で運営しております、大学等と共同研究をする企業の入居施設に関しまして、そのインキュベーションマネージャーと契約するためのものがございます。

インキュベーションマネージャーにつきましては、県内で数が少なく、契約できる相手方が長崎ダイヤモンドスタッフにおられるということで随意契約で契約をしておるところでございます。

【前田委員】今、一つ、そうやって説明をいただきましたけれども、やっぱり当初予算を組んだ後なので、業務委託を早くしたいというのは

わかるんですよ。しかし、これだけたくさん1,000万円以上のものが出てきて、随契が出てきているということであるならば、部長、申し訳ないけども、やっぱりそこは事前に、委員等も含めてペーパーかなんかの資料で説明しておく何かしないと、全くスルーするという話で、これ1件1件いくと時間がかかりますから聞きませんけれども、まずは業務委託の内容を知りたいということと、どうして随契なのか、本当に随契以外でできなかったのかということについては、後ほど、改めて資料等で説明をさせていただきますようお願いして質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【堤委員】よろしく申し上げます。カーボンニュートラル実現に向けた取組の中で、追加の方に、ブラザー工業との連携協定を締結ということが載っているわけですがけれども、このブラザー工業との連携協定を結ばれたということで、ここの企業さんとの協定に至った経緯をまずお聞かせいただきたいと思っています。

【岩永新エネルギー推進室長】今回の協定では、特に水素関連事業について連携することとしておりますけれども、県での水素関連の取組といたしましては、県内企業や教育研究機関と連携して、長崎県水素事業研究会を立ち上げて、水素関連分野の研究開発や実証事業といったものに取り組んでいるところでございます。

一方で、研究会につきましては、県内の中小企業を中心となっておりますので、水素産業という新しい市場に参入して、市場を獲得していくためには、水素に知見のある大手企業と連携していくことが不可欠であるというふうに常々考えておりました。

そのような中で、先月、国におきまして、低炭素水素の供給や利用を促す水素社会推進法という法律が成立いたしました。

水素の実証段階というところから水素実装の段階へと移行しようとする、まさに、これから新しい市場が創出されようとするこのタイミングを捉えまして、水素利活用の取組を進めておられましたブラザー工業に対して、県の方から、水素を含む再生可能エネルギー関連をはじめとする県内産業の活性化と一緒に取り組むことについて、ご提案を差し上げて、連携締結に至ったといった次第でございます。

【堤委員】ありがとうございます。県の方から積極的に働きかけられて、この協定に至ったということで、これについては本当に素晴らしい取組として評価をしたいと思えます。

この水素エネルギーというのは、やっぱりこれからの脱炭素社会の実現で、新しいエネルギーということで注目もされていますし、本当に未来社会とか、SDGsにかなった取組ではないかなと思っているんですが、今後、これがどのように展開していくのか、どういうふうな見通しを持たれているか、そこのところをお尋ねします。

【岩永新エネルギー推進室長】このたびのブラザー工業との協定を機に、今後、県の水素事業化研究会の方にご参加いただきまして、定期的に県内企業との意見交換ですとか協議等を行っていただいて、水素を含めた再生可能エネルギー

一関連産業の振興に向けて連携を深めていきたいと思っております。

具体的には、今現在、長崎市の企業様の方で、太陽光発電で発電した電力から水素を製造する取組を実証されている企業様がいらっしゃいますので、そういった企業様とプラザー工業の製品である燃料電池を活用して水素エネルギーを活用いただく可能性があるのではないかと考えております。

また、環境に配慮した先進的な取組を行っておりますハウステンボスの方にもお話をさせていただいております。例えば、園内でのイルミネーションや、作業用車両も含めたモビリティのエネルギーとして水素を活用していただくといったことも、今後、可能性を検討できるのではないかと考えております。

そのほかにも、既に県内で水素の製造ですとか研究開発に取り組んでおられる企業がいらっしゃいますので、自治体ですとか大学、高専、そういったところも交えながら幅広く協議をしていきたいと思っております。

【堤委員】ありがとうございます。新しい市場の開拓であったり、県内の様々な企業が取り組んでいかれるということで、本当に幅広く展開をしていかれるかなと思っています。期待をしておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【近藤委員】私の方からも2~3教えていただきたいことを質問します。

デジタル力向上支援事業補助金とあるんですけども、これは一般質問でも本多議員か誰かが質問されて答弁いただいて、聞いていたんですけども、もう一度、デジタル力向上支援事業補助金はどのような活動をする補助金か教え

てもらえますか。

【清田新産業推進課総括課長補佐】ただいまご質問がございましたデジタル力向上支援事業補助金について、ご説明いたします。

デジタル力向上支援事業につきましては、原油価格や物価の高騰など影響を受けている県内の中小事業者が、生産性向上や業務効率化を図るため、企業内でデジタルツールを活用できる人材や、IT機器・デジタルツールを導入する取組を支援するものでございます。

具体的には、IT講座の受講の経費や、IT機器・デジタルツール等を導入する経費について、補助金額上限100万円、補助率を3分の2で支援するものでございます。

【近藤委員】私もいい支援だと思っております。

それで、やっぱり今人手不足とか、そういう中で売上げ向上とかにつながる支援だと思っているんですけども、例えば、離島なんかは特に人がいないとか、そういう状況が今あります。

この前、上五島に帰ったら、この支援のことを何人かから聞いたんですよ。この支援の状況が離島に関してどういうふうになっているのか教えていただけますか。

【清田新産業推進課総括課長補佐】デジタル力向上支援事業の離島での活用状況でございます。

デジタル力向上支援事業につきましては、直近で、今年度177件の申請をいただいております。うち18件が離島からの申請となっております。

県内の事業所数に対する離島の割合につきましては、11%となっております。離島からの申請の件数も、ほぼ同じ状況となっております。

内訳といたしましては、新上五島町が8件あって最多となっており、これは、県下市町別に

おいても、長崎市・諫早市・佐世保市・大村市に続く5番目、事業所数の割合1.8%に対して申請数は4.5%と、多く活用いただいている状況になっております。

【近藤委員】ぜひどんどん、これは離島関係にも、やっぱりいろんな形での宣伝とか伝達がないと、なかなか業者はわからないので、そういうのを各市町とか、いろいろな関係部局で、いろんな形でしっかり進めていただければと思います。

もう一つですけど、私の一般質問の中で航空機関連産業、この前言ったように、この委員会で中村(一)委員長を中心に視察をさせていただいた時に、三菱さんが、「50年間大丈夫」という、この50年という数字が出てきたもんですから、あの時にですね。航空機産業として、そのように息の長い産業ってなかなかないと思うんですけども、県として、その50年というか、その取組について何か根拠があったら教えてもらえませんか。

【香月企業振興課長】航空機産業の50年というスパンのお話でございますが、基本的な考え方としまして、航空機産業製品、部品を製造する期間が、25年ほど続きます。併せて、その作られた部品はメンテナンスでリペアしながら使われ続けるため、部品を製造するお仕事とメンテナンスをするお仕事、25年と25年で50年という言われ方をしております。

このように息の長い産業ですので、県内の企業が少しでも参入して取り組んでいけるようにサプライチェーンの強化を図り、県内企業の関わりを広げていきたいと考えております。

【近藤委員】こういうふうな優秀な産業を持ってくるというのは、やっぱり長崎県の宝として、本当50年間しっかり続けるような企業に、タッ

グを組んで頑張ってもらえればと思います。よろしく申し上げます。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【白川委員】高等技術専門校についてお伺いをしたいと思います。

先日、高等技術専門校の入校者が少ないという件で委員会でもやり取りをしたかと思うんですけども、改めて、この高技専の募集要項などについて、県政報告会で報告しようと思って調べてみたところ、独自のホームページがなかったということに気づきました。この高技専の情報を知るためには、県のホームページに入りまして、そこから情報がいろいろ見られるわけなんですけど、字面というか文字ばかりで、普通に専門学校とか高校みたいに独自の絵や写真があって、豊かな情報が取れるようなホームページではなかったことがわかりました。

この高技専のホームページを新設するというか、県のホームページから出して特設をする予定はありますか。

【黒川雇用労働政策課長】ただいまの白川委員のご質問につきましてですけれども、現在、ホームページは、確かに長崎・佐世保高技専の方には特別設置されていないという現状でございます。

こちらにつきましては、あり方検討会の中でも入校者確保などについて情報発信をしっかりとするために構える必要があるのではないかとというようなご意見も出ておりますので、そのあたりも踏まえまして、今日のご意見もいただいたところですので、あり方検討の中で、しっかり議論させていただきたいと考えております。

【白川委員】ご検討いただけるということですけども、今この情報化社会の中でホームページがないというのは非常に問題だというふうに思

います。パンフレットは非常にすばらしいものがPDFでダウンロードができますので、私もダウンロードしてみたんですけども、学生さんたちの表情とかも非常によい写真が使われていて、パンフレット自体はいいと思うので、あれをベースにホームページにさせていただいて、見やすいものにしていただければというふうに思います。

イメージは非常に大事だと思いますので、入校を検討されている生徒さんの親御さんとかです。生徒さん自身は、インスタグラムはあるので、インスタグラムには若い人はアクセスができると思うんですけども、親世代というのは、やはりホームページというのは信用・信頼につながるというふうなこともあると思いますので、ぜひ県のホームページから特出しをして作成をしていただければというふうにご要望したいと思います。

そして、その募集要項についてなんですけども、県政報告会の中でも一般の方から質問がありました。

この高技専に入校する対象者というのは、高卒以上なのか、それとも中卒でもいいのかというような、そういったところの質問がありましたので、県の明確なご回答をお願いしたいと思います。

【黒川雇用労働政策課長】ただいまのご質問でございますけれども、高技専の入校規程上は、自動車整備科と建築設計施工科というのがございますが、こちらにつきましては、高校卒業、あるいは高校卒業の認定試験を持った方のみということになっております。

自動車整備科につきましては、高等技術専門学校が国交省から自動車整備士養成施設という認定を受けております。この要件として、高卒要

件が求められているという状況になっております。

建築設計施工科につきましては、2級建築士、そして木造建築士の資格を取るという上で、こちら高卒卒業後に高技専に入校した者でなければ、訓練修了後に直ちに受験できないというような規定になっております。そのため、中学校卒業の方が修了した場合には、実務経験が2年ほど求められるということになっております。そのため、こういった縛りがございます。

それ以外の学科につきましては、18歳以上であれば、基本、資格取得等を目指していく上で求められます一定の学力をはかるための、入試のための学力試験というものにパスしていただければ、法律的にも中学卒業程度という記載しかございませんので、基本的には入校可能ということになっております。

【白川委員】ご丁寧なご説明ありがとうございます。国家資格の兼ね合いで、その2科については高卒資格が必要ということではありますが、それ以外は、18歳以上であれば、試験に通る学力があれば入校可能ということと認識をいたしました。

何しろ定員割れの状況でありますので間口を広くしていく必要があると思うんですけども、外国人の方の受験はいかがでしょうか。

【黒川雇用労働政策課長】高技専への外国人の入校につきましては、職業能力開発促進法上の外国人への受入れに関する制約というのはございません。

一方で、入国管理法上、在留資格等によって入校に対する制約というものが生じるものと理解しております。在留資格が身分によるもの、日本人の配偶者等、永住者、定住者といった身分上の資格の方については、就労等の制約もご

ざいませので、入校に関しましては、修了後の就労まで問題ないというふうに考えております。

学力試験は、もちろん言語の問題がなければ、現状での受入れについても特に問題がないと考えております。

また、外国人の訓練に関するニーズにつきましては、ハローワーク等に相談できる方であれば、国のポリテクセンターのプログラムなども活用できますので、その点は関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

【白川委員】ありがとうございます。外国人の方についても、そういった日本の配偶者の方とか、日本に定住されている方であれば、言語の問題がなければ大丈夫ということでありませ。

あと、女性・若者についてです。これは私もちょっと気づかなかった視点なんですけども、お手洗いが和式ということで、今の若い方は、なかなか和式トイレを使いづらいということ、県庁舎の中の設備についても以前あったかなと思うんですが、佐世保校が特に和式率が高いということ、なかなか女性や若者の使い勝手がよくないという声も実際に聞きましたので、そのあたりいかがでしょうか。

【黒川雇用労働政策課長】ただいまのトイレのお話でございますけれども、長崎校については、ほとんどが現在洋式となっております。佐世保校については、まだ過半数が和式のままといい現状は把握しております。

我々としても、入校生の確保対策という視点からも、やはり校の環境整備体制というのは重要だと考えておりますので、ご提案のあった点につきましては、大変貴重なご意見だと思っておりますので、校とも相談しながら対応する方

向で検討してまいりたいと思っております。

【白川委員】ぜひとも対応いただきたいというふうに思います。

とにかく、この高技専は、県内地場企業の皆さんの生命線とも言われる人材確保の源だと思っております。非常に高い技術を持った方が卒業されて県内で活躍をされているというふうにお伺いしておりますし、企業からのニーズも非常に高いというふうにお伺いしております。

そういった中で、やはりPR不足、ホームページの件ですね。そういったところも踏まえて、まだまだ知らない方が多いというふうにお伺いしておりますし、この募集要件の緩和についても、ぜひご検討をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

【中村(一)委員長】ここで、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時 1分 休憩

-----  
午前11時12分 再開  
-----

【中村(一)委員長】それでは委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【大倉委員】私からは、諫早湾干拓の調整池で今検討している水上太陽光発電の進捗状況について、ご質問をしたいと思います。

これは、2月の定例会のこの委員会でも私質問したんですけれども、そこから先、進捗状況が全然見えてないと私は思っております、今、どういう議論がされているのかというのを聞きたいんですね。

要は、地元の方々にこういった説明を今されているのか。あと、関係自治体ですね、諫早市とか雲仙市。そういったところも含めて、どこ

まで今話が進んでいて、土地改良区の方々も含めてですね。その進捗状況をまずは教えてください。

【岩永新エネルギー推進室長】諫早湾干拓調整池での水上太陽光発電についてのご質問でございますけれども、その導入の可能性を検討するに当たりましては、農業者、漁業者、近隣住民の方、関係者の方々のご理解をいただくことが一番大事だと思っております、県といたしましては、まず、関係者の方々に対して丁寧に説明していくことが必要だと考えております。

そのためにも、現在、事業の実施範囲の規模ですとか、パネルの安全な設置方法、事業による環境への影響等々につきまして、部内、関係部局で整理、検討しているところでございます。

現時点では、地元市ですとか、地元の方々への説明はまだ進めておりませんで、県としての方向性等をしっかりと固めた上でご説明に入っていきたいと考えております。

【大倉委員】現在は、部内、部局間での調整中ということで、地元の方々にはまだ説明をされていないというご答弁でした。

これは、諫干の調整池に設置するとなれば、当然、調整池というものは排水もしているわけですから、漁業者の方にとっては、環境面の心配なんかも声が多分出てくると思うんですよ。そういった方々にどういうふうにしっかりと説明をするかということなんです。

先月、視察で鈴鹿市に行った時に、そこはため池に水上太陽光パネルが設置されていたわけなんですけど、そこで設置事業者の方から説明をいただいた中身では、あくまでも環境には配慮していて、環境には全く影響が出ない水道管と同じ素材を使っているんだという説明を受けました。非常に説得力があって、私も留飲が下が

ったわけですが、つまり、そういった設置事業者の方の安全対策を根拠立てて、地元の方に説明をしっかりとしないと、なかなか理解は得られにくいと思うんです。

ただ、今、設置事業者も当然決まっていな段階で、どういうふうに地元の方に説明するかという話なんですね。庁内で今いろんな議論をされているということですが、じゃ、どういう議論を今やっているのかなんですよ。

専門的な部分の説明がまだできない状況で、例えば県独自で何か対策を打とうということを考えていらっしゃるのかとか、何か調査をしようとしているのか、その辺、今どういう議論ができていくのかということをご説明してください。

【岩永新エネルギー推進室長】現在、我々の方で把握しておりますため池等での先進事例におきまして、水上太陽光発電設備の導入によって水質が悪化したというような事例というのはないというふうに承知をしているところでございますけれども、やはり皆様方のご心配にお答えしていくには、関係者の皆様や事業者の意見を聞きながら、事業実施の条件に環境への必要な対策を盛り込む等、環境に配慮しながら取り組みたいと考えておりますので、そういった事業者選定に当たった条件等についても今考えているところでございます。

水質の影響につきましては、今後、協議していく項目の一つと考えておりますので、どのように対応していくのか、関係部局、関係者の皆様、事業者の方々からお話を伺いながら、様々な角度から検討していきたいと考えております。

【大倉委員】部局の中で今こういった議論ができるのか、言えるところ、言えないところがあるのは理解いたします。

今、どれぐらいの規模で部局内をまたいでそ

の議論が進んでいるのでしょうか。

【岩永新エネルギー推進室長】本県の関係部局といたしましては、産業労働部をはじめとしまして、県民生活環境部、農林部、土木部、こういった部局と協議をしている状況でございます。

【大倉委員】承知いたしました。

それから、やはり水上に太陽光パネルが設置されるとなると風の影響というものも懸念する声が出てくるわけですね。ただ、この場所は、地理的にはそういった大きな風の影響は受けにくい場所だということは、前回の2月の委員会で伺っておりますので、そこは大丈夫だと、特段心配ないんだというふうに理解をしております。

ただ、台風などが来た時の対策ですね。一義的には、設置事業者がしっかりと対策を取るべきだと思います。当然なんですけど、やはり懸念の声にしっかりと応えなければいけないので、そこを根拠立てて説明しなければいけないんですよ。

実際に、事例として、ニュースで2019年でした。ソーラーパネルの火災が千葉県の上野ダムで発生しました。これはアンカーが一部抜けてソーラーパネルが重なり合って、そして火災が起きてしまったというものなんですけれども、この事故を受けて、経産省からしっかりと指示が出ているわけなんです。

今後、事故が、つまり起きないようにするための事故防止マニュアル的なものを示せる事業者でないと設置してはいけないんだということが指示として出ているわけです。ですから、そういった部分の専門的な設置事業者の考えですよ。例えば、1枚どーんと水上ソーラーパネルを置くのではなくて分解して置くなど、そういったいろんな対策があるわけですよ。

そういうきめ細やかな事故防止策が必要になってくると思うんですけども、先ほどご答弁がありました設置事業者の選定も今検討中だということ、当然そういった信頼性のある事業者をしっかりと確保しなければいけない中で、では、どういう基準で選んでいくのか。総合評価なのか、プロポーザルなのかとかも含めて基準はどうするのか、その選定方法はどうか。そして、その事業者はいつ頃決めるのか、その2点を教えてください。

【岩永新エネルギー推進室長】まず、事故に対する対策についてでございますけれども、事業者選定に当たりましては、今後、公募を想定しておりますけれども、その公募に当たっての仕様書の中に、国の基準をしっかりと踏まえた上で安全対策を行えることを要件に、事業者の選定を行っていきたくて考えておりますし、その要件を満たせるかどうかということを選定の要件としてしっかり見ていく必要があると考えております。

あと、いつ頃選定するのかというご質問でございますけれども、事業完成時期については期限を設けているわけではございませんけれども、県の方でしっかりと議論をして、今後、関係市であります諫早市、雲仙市とお話をさせていただいた上で、関係者の皆様のご理解が得られた上で、その後、事業者の公募という形を取っていきたくて考えております。

【大倉委員】不安の声というのはどうなんでしょうか。今どれくらい把握されているのかということも聞きたいんですけども、県に何かそういった県民の方々から投書等々で寄せられたりとかしているのでしょうか。

【岩永新エネルギー推進室長】県の方には、ホームページ等の投書を通じまして環境への影響

等をご心配する声も一部届いております。そういったお声もしっかり受け止めながら、事業を進めていきたいと考えております。

【大倉委員】とにかく不安視されている方々に丁寧に対応していただきたいと思っているわけなんですよ。やっぱり根拠を持って地元の方々とか、漁協の方に説明しないと、なかなか理解を得るのは難しいと私は考えています。

また、そういう意味も含めて、庁内で今時間をかけて議論をしているわけですよ。だからここまで時間がかかっていると、そういう認識でよろしいのでしょうか。

【岩永新エネルギー推進室長】いろんな状況を想定いたしまして検討しているという状況でございます。

【大倉委員】この諫干の水上ソーラーパネル自体、私は反対ではありません。賛成です。けれども、庁内でしっかりと時間をかけて、議論を深めて、ちゃんと方向性を示して、説得力のある根拠立てた説明をしていただきたい。だから、このように今日は質疑をさせていただいているわけです。ご理解ください。

先ほど堤委員からの質問もあったんですけど、私も追加で関連して、ブラザー工業との連携協定についてご質問します。

これは、大いに期待できるものだと思います。水素関連産業というのは、今後、280兆円規模にも拡大するなんてことも言われているわけです。

そういう中で、ブラザーという会社、私はミシンというイメージがどうしても強いんですね。しかし、今は水素関連のことにもいろいろと取り組まれていらっしゃるということで、成田空港なんかにも納入されているという実績もある。

ただ、ほかの実績がちょっと見えてこないの

で、どういう水素関連の実績がこれまでなのか、そのあたりをお示しいただければと思います。

【岩永新エネルギー推進室長】ブラザー工業におきましては、約10年前の2013年から燃料電池の開発を開始されておりまして、昨年度には、委員ご指摘のとおり、成田空港の滑走路周辺にある設備の非常用電源、バックアップ電源として84セットの採用がされたというふうにお聞きしております。

このほか再生可能エネルギーで製造いたしましたグリーン水素を吸蔵合金を利用して安全に配送する仕組みを確立いたしまして、愛知県で中部圏の企業に対して行っております中部圏低炭素水素制度といったものにも認証されている実績もございます。

【大倉委員】今後の姿についても堤委員からのご質問がありましたけれども、県内企業の具体的な企業名はハウステンボスなんかという話もありました。そのほかにも県内で頑張っている水素関連の会社はあると思うんですけど、具体的に何か想定している会社等がございますか。

【岩永新エネルギー推進室長】県と産業振興財団の方で開催しております水素事業化研究会の方には、県内企業の方が大体15社参画しておりまして、研究、実証等を行っております。そういった企業様とブラザー工業との連携を図って新しい取組等も実施していきたいと考えております。

【大倉委員】水素社会推進法という法律も制定されたわけで、そういった認定された企業には助成金なんか今後出てくるということですから、これは乗り遅れてはいけない世界だと私も思っております。

やっぱりビジネスとして水素関連というのは

裾野が広いですので、協定をしっかりとブラザーさんと組んでいただいて、様々な水素関連のプロジェクトに関しても、大いに支援をしていただきたいと思います。以上です。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【虎島委員】私からもブラザー工業の件で質問いたします。

一般質問でもご答弁をいただいたところですが、私、このブラザー工業との連携協定は非常にビッグプロジェクトじゃないかというふうに思っております。堤委員も、大倉委員もご興味を持ってもらったということで非常に心強く思っております。

ブラザー工業は、どのようなところが連携協定を締結する魅力ある企業だと長崎県として考えたのかというところをお聞きしたいと思います。

【岩永新エネルギー推進室長】ブラザー工業は、東証プライム上場の大企業でございます。もともとはミシンの製造を祖業としながらも、近年はプリンターや産業機器、こういった分野を中心に、昨年度は約8,229億円という売上げを計上する非常に優良な企業であると認識しております。

さらに、近年は、連携協定を結びました水素関連の事業にも積極的に取り組まれておまして、時代に合わせて業態を変化させながら事業を進められる先見性といったところと、新たな事業に取り組む積極性を持った企業であるというふうに感じております。

今回の連携協定も、我々がブラザー工業の本社であります名古屋市を訪問してから、約1か月という短期間で連携協定に至っております。非常にスピード感を持った対応を取っていただ

いております。

また、ブラザー工業に対しましては、ほかの自治体からも連携協定のお話があったというふうにお聞きしておりますけれども、本県と一緒に水素の利活用促進に取り組んでいきたいということで、地方自治体としては、初めて連携協定を締結していただいたところでございます。

このような水素に関する技術と知見をお持ちで、会社として新しいことに前向きに取り組んでいただける姿勢に非常に魅力を感じまして、一緒に仕事をしていきたいと考えて連携協定を結ばせたいとお願いしたところでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。逆に言うと、100年を超えるすばらしい歴史がありながら、新規事業に取り組むガッツのあるような優良企業が長崎を選んでくれた鍵というものは、どのようなものだったと考えますでしょうか。

【岩永新エネルギー推進室長】ブラザー工業様からお聞きしたことになりますけれども、長崎県というのは、洋上風力をはじめとする再エネ導入と関連産業の振興に先進的に取り組んでいるといったことですか、今後、需要が見込まれるグリーン電力の国内有数の供給県であること、また、ブラザーとして、その余剰電力を活用してもらえれば様々な取組が可能になるというふうにお考えになったことが、締結の理由とお聞きしております。

また、5月の連休明けに、部長をはじめといたしまして県幹部職員でブラザー工業の本社を訪問して、水素をはじめとする様々な取組について、2日間にわたって長時間の意見交換をさせていただきました。

その中で、我々の方から、水素産業の振興について連携しながら取り組んでいきたいということ積極的にアプローチさせていただきました。

て、今後の県の水素事業に対する熱い熱意を感じ取っていただいたことも連携協定の締結につながったのではないかなというふうに考えております。

【虎島委員】再エネの先進的な県の取組が評価されたというふうに考えます。

水素は、まだ発展途上の技術の部分も多いですけれども、水素は再エネの不安定性を補完するという意味で、脱炭素化を目指す上で両者ともにクリーンであるといったところから、再エネとの親和性は非常に高いということは間違いないと思います。

ブラザー工業を核とした取組はもちろんのこと、評価いただいたアドバンテージをしっかりと今後も生かして、水素仲間をどんどん増やして長崎の産業に活力を与えてほしいと思います。

再エネということではいいますと、五島市沖の洋上風力発電で、昨年来、浮体構造部分の耐久性に問題があったということですが、現在の進捗の影響についてお伺いします。

【岩永新エネルギー推進室長】現在、五島市沖の方で実施されております浮体式の洋上風力の進捗についてでございます。

浮体式の基礎部分に一部不具合が生じたということで、本来であれば、本年1月から運転開始の予定でございましたけれども、その基礎部分を再製造するということになりまして、期間が2年間伸びまして2026年1月からの運転開始というふうになっております。現在は、その浮体式の基礎部分を再度作り直している状況というふうにお伺いしております。

【虎島委員】ありがとうございます。西海市の江島沖の風力発電も企業選定されたということで、民間企業においても、奈留の潮流発電とか太陽光発電といったところの開発が進んでお

とします。

再生エネルギー先進地として、先ほどもご質問があったような環境アセスメントの部分もしっかりと取組を加速させていただいて、長崎の再エネを進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山村副委員長】いろいろ説明ありがとうございます。

いろいろ説明を聞いていて、やっぱり今からグリーンエネルギーなのかなということで、GXの取組というのがすごく大事になってくるというのを再認識させていただきました。

農水経済委員会で、ほかの分野もいろいろ議論させていただいていますけど、ある意味、水産分野にしる、運輸分野にしる、農水の分野にしる、燃料価格高騰で皆さんが苦しんでいる中で、長崎はどうしても燃料の価格というのは全国で一番高いという中で、いかにグリーンな電力なり、水素なり、新たな技術でいろんな産業を支えていくかというのがすごく大事な要素になってくるかなというのは改めて思っていますし、ブラザーさんとかいろんな方々が長崎に注目していただいたというのは、多分そういうところもあるのかなと私の中では思っておりました。

そこで、今後、県としてグリーンエネルギー、GXに向けて総括的にでもいいんですが、もっともっと取り組んでほしいという思いを込めてやっていただきたいと思っていますので、県の今後の方針を一つ教えていただければと思います。

【宮地産業労働部長】今、山村副委員長からお話がありましたグリーン、GXですね。まさに成長分野で、いわゆる資金がやっぱりその分野に集まっているということで、投資の方も進んで

おります。私ども企業誘致も所管をしておりますが、そういう面でいきますと非常に活発な分野になっているというふうに思います。

あと、県内を見ましても、燃油の問題もありますので、そういうグリーンなところについては活用をしていくべきだと私ども思っております。

県内を見ますと、プロジェクトとしましては、先ほど虎島委員からもお話がございましたけれども、洋上風力の促進区域として、私ども長崎県は2つ目の認定をいただいて進めているということ。

あと、その中で2050年の実質的なカーボンニュートラルに向けまして、やはり洋上風力でいきますと浮体式が欠かせないだろうということで、ここの具体的なビジネスに向けて、県内の企業であります大島造船所さんが、先日、浮体式の参入の発表をさせていただきました。

私ども長崎県の産業構造を見ますと、最近では世界的な潮流、また国内の経済安保もありまして、半導体産業が非常に活況でございますが、やはり長崎・佐世保を中心としまして造船関連の企業様のサプライチェーンが広がっているというところがございますので、そういう意味で、やはり海洋産業で仕事をしっかりつくっていただいて県内企業の底上げをしていくというのが、我々としては非常に重要だと思っております。

また、先ほど申し上げました企業誘致で言いますと、再生エネルギーができるところに立地をしたいとおっしゃる企業様も多くなっておりますので、私どもとしましては、幅広に、なおかつ先ほど大倉委員からもありましたように、個別のプロジェクトによっては、地元のご理解を丁寧にごいただくところも当然必要だと私どもも考えておりますので、スピード感を

持って取り組むところは取り組む、慎重に一つ一つ積み重ねるところは積み重ねていきまして、いずれにしましても、長崎県の産業構造が、新しいグリーン時代に対応できるように努めてまいりたいと思っております。

【中村(一)委員長】1巡目は終わりましたが、2回目何かありますか。

【大倉委員】火力発電の高効率化について、ご質問をしたいと思います。

今回、新たに松浦火力発電所の1号機が2030年度までに休廃止、あるいは予備電源化するという発表がなされたわけでございますけれども、これは電源開発の中期経営計画ということで、この中期経営計画、計画というこの段階は正式決定と考えていいのか。いや、まだそうではないのか、そのあたりはどのようにご認識なんでしょうか。

【岩永新エネルギー推進室長】先月、委員ご指摘のように電源開発株式会社から中期経営計画というものが発表されまして、その中で松浦火力発電所の1号機が2030年ごろに休廃止、または予備電源化するという方向性が示されたところでございます。

電源開発によりますと、再エネの新たな投資を行うに当たって、資金を確保するためには株主などのステークホルダーに脱炭素に向けた道筋といったものを示す必要があつて、検討段階ではあるんですけども、今後の方向性について公表させてもらったというふうにお聞きしております。

また、公表された内容は、現時点で会社として意思決定をしたものではないということも併せてお聞きしておりまして、今後、半導体の国内生産の増加ですとか、生成AIの利用拡大によって電力需要が増加するといったことも見込ま

れておりますので、こういった電力の需給状況ですとか、国の制度設計、政府の施策、あと技術の進展等も勘案いたしまして、更新、見直しを行っていくと、で、しかるべき時期に会社として意思決定をしていきたいというふうにお聞きしております。

県といたしましては、地元経済や雇用を支える非常に重要な存在である発電所の存続に向けて、松浦市と連携しながら、電源開発の方に働きかけていきたいと思っております。

【大倉委員】平たく言うと、正式決定ではないということなんですね。今後、だから電力需要によってはしっかりと雇用も守られるということの答弁でしょうかね、と私は受止めたんですけど、安心したんですけれども。

それにしても、高効率化にしていけないと、いずれは廃止という、休廃止という方向になるのは仕方ないと思うんですよね、脱炭素社会というものがあるわけですから。

だからそういう中で、どちらにしても心配なんですよ、雇用が、そして地域経済への。そのあたりを地元自治体の松浦市ともしっかりと協議をしていただきたいと思うんですけれども、そのあたりの協議はどのような感じで進んでいるのでしょうか。

【岩永新エネルギー推進室長】関係市でございます松浦市と今後の対応について協議をしているところでございますけれども、まずは、電源開発の方に、松浦市の方でご心配されていることも含めまして、しっかり存続についての意向をお伝えしていきたいと考えております。

【大倉委員】人口減少社会という中で、電気需要というものもどんどん先細りなのかなとは思っていたんですが、実はそうではなくて、半導体関連とか、AI関連のデータの会社をそこに

立地するなどすれば、需要があるということは、大きな安心感を私は覚えました。

しかも、ここの松浦火力発電所は、西日本一帯に電力を供給しているわけですね、50万世帯だったと思うんですけれども。ですから、そういう意味でも、これからの企業誘致、企業立地によってはしっかりと電力が、ちゃんとこの場所から賄われるということがやっぱり必要ですし、そのためには雇用もしっかり守っていくということは、引き続き、関係自治体と話を進めていってもらいたいと思いますし、ここの電源開発にもしっかりと行っていただきたいと思っております。

ただ、高効率化していく上で、政府施策要望にもしっかりと要望していただいていたんですけれども、コストがかかる新技術というものがあると思うんですよ。

今回、この松浦では、2号機は今後存続するというので、2号機には、そういったいわゆる二酸化炭素を地下深くにしっかりとためて、その二酸化炭素が排出されないようにするシステム、CCSなんていう、そのシステムが入ってくると思われるんですが、しかし、これコストがかかるんですね。ですから、なかなかこのCCSなどの新しい開発が進まない、なかなか導入できない。そして、コストだけじゃなくて運用面でも結構お金がかかってくると。導入コストもかかるし、運用コストもかかるという、それをしっかりと要望していただけてますけれども、そこも含めて、今後も引き続き要望してもらいたいと思うんですよ。

法整備もしっかりできました。先月の参議院でも、このCCSに関する法律も通りました。ですから、ますます導入が促進されていくと思いますので、今後も引き続きしっかりと政府に要

望していただきたい、働きかけをしていただきたいと思っていますところでございます。

それと、今度は話を変えますけれども、6ページにあります、事業承継の促進に関する連携協定に関してなんです、本県の経営者の平均年齢と後継者の不在率、このあたりの数字を教えてくださいと思います。

【下窄経営支援課長】本県の経営者の平均年齢と後継者不在率についてのお尋ねでございます。

令和4年の民間の信用調査会社の数字になりますけれども、令和4年の本県の経営者の平均年齢は61.3歳となっております、全国の平均が60.4歳でございます、全国平均より高いような状況となっております。

それから、後継者不在率も、同じ民間の調査会社の数字でございますけれども、本県の令和5年の後継者不在率は59.6%となっております。全国平均が53.9%となっております、こちらも全国平均を上回っているような状況でございます。

【大倉委員】経営者の平均年齢が61.3歳、後継者不在率が59.6%、いずれも全国を上回っているということで、よろしくはない数字だと思うんですね。

じゃ、この後継者の不在率とか経営者の平均年齢が、本県全体としての数字はわかったんですけども、例えば産業業種別ではどうなのか、その内訳についてを知りたいんですが、情報はありますか。

【下窄経営支援課長】こちらも同じ調査の中で出ておまして、業種別の平均年齢で申しますと、一番高いのが不動産業64.3歳、次いで小売業が62.2歳、低い方で言いますと建設業が60.7歳、製造業が一番低くて60.5歳というふうな形になっております。

それから、業種別の後継者不在率でございますけれども、不在率の一番高いのが、サービス業が65.0%、建設業が63.7%となっております、低い方で申しますと不動産業が52.7%、製造業が51.2%というふうな形になっております。【大倉委員】ありがとうございます。今お示しいただいたデータでいくと、経営者の平均年齢がわかりました。県内の後継者の不在率もわかりました。そして、不在率や経営者の業種が、どこが多くて少ないのか、そのあたりも教えてくださいました。

加えて、さらにもう一つ聞きたいのが、県内21市町の地域別での、例えば経営者の平均年齢はどうなのか、後継者の不在率はどうなのか、各市町での数字はありますか。

【下窄経営支援課長】現在、民間の調査会社のデータを利用しているんですけども、市町別のデータについては把握できていない状況でございます。

県内各地の状況につきましては、各地域の商工会とか商工会議所といった支援機関でありますとか、銀行・信用金庫といった金融機関、あるいは事業承継・引継ぎ支援センター等々と連携しながら、情報交換を行うなどして実態等については把握をしていきたいと思っております。

【大倉委員】市町の数字は、私は非常に大事だと思っているわけなんですね。いろいろ聞き取り等々で連携していくのも大いに結構なんですけれども、各それぞれの地域で、産業、そして業種で、その特徴が違ってくると思んですよ。ですから、その地域の後継者不在率はどれくらいなのか、経営者の平均年齢は、この地域ではどうなのか、そういった特徴をやっぱり見定めていくということが事業承継では大切だと考えているわけです。

要は、県全体の経営者の後継者不在率がいくらかわらうが、県全体の平均年齢がわかろうが、それだけでは、結局、この地域にはサービス業が足りないんだとか、この地域は建設業が足りないんだとか、この地域は平均年齢が高いから、ここをもっと重点的にやろうとかという地域ごとの実情をやっぱり分析していくことで、よりよい事業承継につながると私は思っているんですけれども、そのあたりのご見解をお示ください。

【下窄経営支援課長】委員がおっしゃるとおり、市町別にデータがあった方がいいのかなというふうには考えておりますけれども、一方で、地域には地域に根差した商工会とか、商工会議所とか、金融機関もそうですけれども、そういったところもございますので、そういったところと密に情報交換しながら、この地域ではどういったところにどのような方法を打つのがいいのかとか、そういったことも検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。

【大倉委員】ぜひきめ細やかな分析を今後していただきたいと思えます。これは要望としておきます。

今後、連携して何をするのかという部分も書いていただいているんですけれども、事業承継の早期着手を促す意識啓発はわかります。そして、中小企業への支援施策などの情報提供、これもわかります。ノウハウなど質の向上、これもわかります。私があればとちょっと思ったのが、「次世代経営者の育成」とあるんですけれども、大事なんですよ、大事なんですけれども、育成する前に、まずは発掘なんじゃないかと思うんですよ。次世代経営者を発掘して、そして育成。ですから、まずは発掘からをやっていくべきなんじゃないかと思うんですけれども、そ

のあたりはどのようにお考えでしょうか。

【下窄経営支援課長】今年3月に県内12の金融機関・支店と商工会、商工会議所といった支援機関等と、「事業承継の促進に関する協定」を締結しました。これに基づいて、早期の事業承継を促す意識啓発でありますとか、次世代経営者の育成等に連携して取り組むこととしております。

県では、今年度、新規事業としまして、後継者が家業の経営資源を生かしながら新分野展開など新たな領域に踏み出そうとする場合に、伴走型で支援するアトツギ早期承継促進事業に取り組むこととしておりまして、来月からセミナー等を開催して、以降もワークショップ等で伴走支援を実施していくようにしております。

こうした事業についても、企業に近い立場の金融機関でありますとか、商工会議所・商工会といった協定締結をしました関係機関・団体とも、ご協力いただきながら、掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

【大倉委員】掘り起こし、発掘、これがないと育成はできませんので、しっかりと発掘に力を入れていただきたいと思えます。県として、連携の取組というものも非常に大事ですので、続けていただきたいと考えています。

そして、先ほど申し上げました21市町のきめ細やかなデータ分析、このあたりもできればしていただいて、事業承継の促進をお願いしたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】これで議案外所管事務一般については終了いたします。

産業労働部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から

再開し、引き続き、産業労働部関係の請願審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時53分 休憩

-----  
午後 1時26分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 それでは委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第3号請願「『最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書』の採択を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いします。

【堀江紹介議員】 第3号請願「『最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書』の採択を求める請願書」、紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、国に対し、労働者の生活を支えるために最低賃金1,500円以上を目指して、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。

最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の命と暮らしを守っていただきたいと、意見書の採択を求めています。

本日、請願人は、趣旨説明を希望しています。何とぞ、よろしく願いをいたします。

【中村(一)委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出がっておりますが、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

請願人から趣旨説明に際し、資料配付の申し出がっておりますので、これを許可します。

事務局より配付させます。（資料配付）

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時28分 休憩

-----  
午後 1時34分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【前田委員】 今、ご説明もいただきました。まづもって、興味深い資料をありがとうございました。

併せて、個人的には大幅に最低賃金を上げていただくということには賛成なんですけども、ただ、今回の請願については、以下の理由で反対とさせていただきます。

まづもって、最低賃金を全国一律とすることについては、各地域の現状が考慮されず、実情が反映されないことから、かえって弊害が大きいものと認識をしております。

また、最低賃金1,500円以上を目指すことについては、国においても2030年代半ばまでに、全国加重平均を1,500円とすることを目標としており、今年も昨年を上回る引上げに向けた調整が進んでいるという現状にあります。

併せて、今日の午前中の陳情の中では、部長の答弁にもありましたけども、県としては、小さな企業に目線を置いておくべきだということと、併せて、現状の制度の中では、中央審議会

と長崎労働局の方で協議しながら進めているということで、結果として、いたずらな賃金上昇は、地方企業の経営不安を招いてはいけないということで、請願の中にも、全国一律を目指す中で、当然、中小企業の方の支援も拡充すべきだということもうたってはありますけども、なかなかそこまで支援が行き着くかというところに対しても、疑義を感じております。

併せて、この参考資料のご説明をいただいたので、あえて言えば、こういった各地域の比較表ということについても、確かにこのとおりかもしれないけども、足らざるところというのは、最低賃金以外の施策の中で支援することも可能かというふうに考えております。

そういった中で、結論としては、国が最低賃金の上昇に尽力している中、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引上げを行うことは、かえって制度の改悪となりかねないことから、最低賃金審議会の検討状況や国の動向、並びに、今般、私たち自民党の方からも議員連盟という形で提言が上がっていますが、その中でも最低賃金の全国一元化を阻む以下の制度について検討を行うべきことということで、7項目の検討課題が明示されております。

まさに、このことなくして一元化というようなことに一足飛びにはいかないと思いますので、もろもろそういうことを含めて、全般として反対の意見ということで述べさせていただきます。

【中村(一)委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

第3号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第3号請願「『最低賃金法の改正と中小企業

支援策の拡充を求める意見書』の採択を求める請願書」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成委員起立〕

【中村(一)委員長】起立なし。

よって、第3号請願は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で、第3号請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして、厚くお礼を申し上げます。

請願人には、退室いただいて結構です。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時39分 休憩

-----  
午後 1時40分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時40分 休憩

-----  
午後 1時40分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。これもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、7月1日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 1時40分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年7月1日

自 午前 9時57分  
至 午前 11時30分  
於 委員会室 4

漁業振興課企画監 (資源管理推進担当)	村瀬 慎司 君
漁業取締室長	中尾 直 君
水産経営課長(参事監)	齋藤周二朗 君
水産加工流通課長	森川 晃 君
水産加工流通課企画監 (輸出拡大・養殖振興担当)	鈴木 正昭 君
漁港漁場課長	本多 健一 君
漁港漁場課企画監 (漁場環境担当)	松本 昌士 君
総合水産試験場長	桑原 浩一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	山村 健志 君
委員	溝口 芙美雄 君
"	瀬川 光之 君
"	山口 初實 君
"	前田 哲也 君
"	近藤 智昭 君
"	堤 典子 君
"	大倉 聡 君
"	白川 鮎美 君
"	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

水産部長	吉田 誠 君
水産部政策監 (政策調整担当)	松田 竜太 君
水産部次長	峰松美津子 君
水産部次長	古原 和明 君
水産部参事監 (漁港漁場計画・ 漁場環境担当)	宮地 健司 君
漁政課長	小川 昭博 君
漁業振興課長	松尾 隆男 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前 9時57分 開議  
-----

【中村(一)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

溝口委員から、所用により本委員会への出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

水産部長より、報告議案の説明を求めます。

【吉田水産部長】おはようございます。

水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第11号)」のうち関係部分、報告第7号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)」、報告第10号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算

（第2号）」であります。

はじめに、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、令和6年3月29日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告でございます。

まず、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計1億19万3,000円の減となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出予算は、合計12億1,632万7,000円の減となっております。

歳出予算の主なものは、離島漁業再生支援事業の精算等に伴う減や、5年災害復旧費（公共事業）の精算等に伴う減などによるものであります。

次に、報告第7号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、歳入、歳出それぞれ3,632万8,000円を減額いたしております。

次に、報告第10号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、歳入、歳出それぞれ488万1,000円を減額いたしております。

4ページをご覧ください。

次に、「令和5年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額につきましては、記載のとおりであり

ます。

繰越の主な理由は、国の経済対策や施工計画・設計及び工法変更による工事の遅延で、年度内に完成が困難となった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

次に、「令和5年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額につきましては記載のとおりであります。

繰越の主な理由は、材料の納期の遅れなどが生じたことにより年度内に完成が困難となった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【本多漁港漁場課長】 漁港漁場課所管の繰越について、補足して説明いたします。

お手元に掲載しております資料1「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の2ページ目をご覧ください。

こちらは、令和6年6月定例県議会繰越計算書報告のうち、6ページに掲載しております農林水産業費の関係部分、及び9ページに掲載されております災害復旧費の関係部分を理由別に整理したものであり、先の2月議会において、ご承認いただいたものを、年度末の額の精査に伴い、事前修正したものであります。

令和5年度予算の繰越明許費は、全体で120件、103億4,975万3,000円でございます。

2月議会時点と比べますと、件数において5件の減、額において約11億円の減となっております。

次に、本日ご承認いただきたい案件として、事故繰越がございます。

繰越計算書報告の11ページに掲載されております農林水産業費の関係部分でございます。

補足説明資料の方は3ページをご覧ください。

令和4年度経済対策補正予算のうち、長崎県が管理する長崎漁港の水産流通基盤整備費において、4億561万円を事故繰越したものです。

内容は、コロナ後の工事需要により、材料納期の遅れが発生したことなどに伴い、令和5年度内に工事完了が不可能となったものでございます。

計上説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分、報告第7号及び報告第10号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

水産部長より総括説明を求めます。

【吉田水産部長】 資料は、「農水経済委員会関係議案説明資料」をお願いいたします。

はじめに、水産部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第77号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」であります。

本議案のうち、関係部分につきましては、規定する法令の名称改正に伴い、所要の名称変更を行おうとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、令和4年海面漁業・養殖業産出額（確報）について、令和5年海面漁業・養殖業生産量（概数）について、クロマグロの資源管理について、令和5年のクロマグロ養殖について、令和5年度の真珠養殖について、令和5年度の水産物輸出実績について、海業の推進について、全国青年・女性漁業者交流大会における農林水産大臣賞受賞および全国煮干しサミットについて、総合水産試験場における取組成果について、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてであります。

このうち主な事項についてご説明いたします。（令和4年海面漁業・養殖業産出額（確報）に

ついて)

農林水産省は、去る3月に「令和4年の海面漁業・養殖業産出額」を公表しました。

本県の海面漁業・養殖業産出額は、1,109億円で、前年の936億円から173億円、18.4%の増となりました。全国順位は、北海道に次ぐ第2位となっております。

内訳といたしましては、海面漁業が653億円で81億円（14.3%）の増であり、クロマグロ、マアジ、ブリ類などの増加が主な要因であります。

海面養殖業は、456億円で91億円（25%）の増であり、クロマグロ、フグ類、真珠などの増加が主な要因であります。

説明資料の3ページをお願いいたします。

（令和5年海面漁業・養殖業生産量（概数）について）

農林水産省は、去る5月に「令和5年の海面漁業・養殖業生産量の概数」を公表しました。

本県の海面漁業・養殖業生産量は、31万4,000トンで、前年から2万9,000トン（10%）増加し、伸び幅は全国1位であり、全国における生産量の順位は北海道に次ぐ第2位となっております。

海面漁業の生産量は、29万1,000トンで、前年から2万9,000トン（11%）増加しております。まあじの生産量が7,000トン（14%）減少したものの、うるめいわしが1万8,000トン（85%）、まいわしが1万7,000トン（58%）増加したことが主な要因であります。なお、生産量が全国1位の魚種は、さば類、まあじ、うるめいわし、かたくちいわし、たい類、いさき、さざえなどとなっております。

海面養殖業の生産量は、2万3,000トンで、前年と同程度であり、主要魚種では、くろまぐろ、ふぐ類が減少した一方で、ぶり類が1,400トン

（16%）増加しております。なお、生産量が全国1位の魚種は、くろまぐろ、ふぐ類、真珠となっております。

（クロマグロの資源管理について）

令和5年4月から令和6年3月までの令和5管理年度における沿岸漁業の漁獲枠に対する消化実績は、全国では30kg未満の小型魚が89.4%、大型魚が90.2%、本県では小型魚が95.7%、大型魚が78.9%でした。

本県では、漁獲枠の有効活用を図るため、小型魚について2月1日から一時的に海区ごとの枠の区分を無くし、県内で一斉に漁獲する管理方式を実施しているところです。大型魚については、5月、6月に対馬や五島海区で例年を上回る漁獲が見られたため、漁獲枠の配分が多い海区からの融通や国の仲介による他県からの融通など必要な措置を行いました。

令和6年4月から始まった令和6管理年度における本県の漁獲枠は、国からの追加配分を含め、小型魚が832.4トン、大型魚が208.7トンとなっており、このうち大型魚の8.4トンについては、小型魚の1.4倍を大型魚に振り替える国の特例措置を活用しております。

県といたしましては、沿岸漁業の漁獲枠にできるだけ未利用が生じないように、漁獲枠管理の柔軟な運用を図りながら、今後とも漁業者の意見を踏まえ、令和6年の国際交渉における我が国への漁獲枠の増枠実現に向けて国へ要望していくとともに、資源回復が着実に進むよう適切な管理に努めてまいります。

説明資料の7ページ目をお願いいたします。

（総合水産試験場における取組成果について）

真珠養殖では、令和元年以降、全国の産地で夏から秋に発生するアコヤガイ稚貝の大量へい死が大きな問題となっており、本県では業界と

連携して被害軽減技術の開発に取り組んでいます。これまでの調査で、大量へい死は、小型の稚貝に多く、大型の稚貝にはほとんど見られないことがわかりました。そこで、より大型の稚貝を生産するため、採卵時期を2か月早める”早期種苗生産技術”に取り組み、安定生産が可能となりました。現在、県内種苗生産機関へ当該技術の普及を図っているところでございます。

また、本県はブリ類の漁獲量が全国1位ですが、産卵後の春先に捕れるブリは、脂が少なく、安価で取引されています。そこで、魚価及び付加価値の向上を目的に、新たなブリ加工技術の開発に取り組み、これまで、ねり製品や缶詰などの商品化に活用されました。さらに、令和5年度には、商品化した「長崎ぶり餃子」と「長崎彼岸鰯つみれ」が、長崎俵物に認定されるなど、味や品質のなどで高い評価を受けたところです。

今後とも、関係機関と連携しながら、漁業・養殖業・水産加工業の所得向上につながる技術開発や調査研究に取り組み、研究成果が県内漁業者等の利益として還元されるよう、努めてまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

ここで、溝口議員が不在のため、議案審査は保留させていただき、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【小川漁政課長】 私から、まず「政策等決定過

程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料につきまして、ご説明をいたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきましては、令和6年2月から令和6年5月までの直接補助の実績は、資料2ページから13ページに記載のとおり、漁協経費負担軽減対策事業費補助金など、計84件となっております。

また、間接補助金の実績は、14ページから21ページに記載のとおり、水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金など、計51件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきましては、令和6年2月から令和6年5月における建設工事に関する契約を資料22ページから99ページに記載しており、計40件となっております。

また、建設工事にかかる委託に関する契約を100ページから118ページに記載しており、計21件、建設工事以外の契約を119ページから123ページに記載しており、計7件となっております。

次に、令和6年2月から令和6年5月の間における知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、要望書（松浦市）の1件であり、その対応状況は資料の124ページから139ページに記載のとおりとなっております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきましては、令和6年2月から令和6年5月までの開催実績は140ページから144ページに記載のとおり、計4件となっております。

続きまして、本年6月中旬に実施いたしまし

た令和7年度政府施策に関する提案・要望につきまして、水産部関係の要望結果をご説明いたします。

資料2の「農水経済委員会補足説明資料（水産部）」の2ページをご覧ください。

水産部につきましては、「国営諫早湾干拓事業」、「生産資材等価格高騰対策」、「水産基盤整備等の促進」の3項目につきまして要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、自由民主党、公明党、農林水産省及び水産庁に対し、知事、議長、水産部長により要望を行いました。

このうち、水産基盤整備等の促進の項目につきましては、漁港漁場の整備は本県の基幹産業である水産業の成長産業化に欠かすことのできない事業であることから、舞立農林水産大臣政務官に対し強く要望を行い、「引き続き予算の確保に努めたい」とのご意見をいただきました。

また、生産資材等価格高騰対策の項目につきましては、生産資材の価格高騰に対するセーフティネットやコスト上昇への対策、生産資材の安定確保などにかかる十分な予算確保や必要な施策を講じていただくよう、森水産庁長官に対し強く要望を行い、「餌料や燃油は多くの方々が対象となるので、引き続きしっかりと予算を確保していきたい」とのご意見をいただきました。

以上が水産部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き国への働きかけを行ってまいります。

私からは、以上でございます。

【中村(一)委員長】次に、水産加工流通課企画監より補足説明を求めます。

【鈴木水産加工流通課企画監】私からは、「農

水経済委員会補足説明資料」資料3に基づきまして、説明をさせていただきます。

本日、紙でお配りした資料です。

1枚めくっていただきまして、橘湾において養殖魚に被害が見られておりますシャットネラ赤潮の発生状況等についてご説明をさせていただきます。

まず、シャットネラ赤潮の発生経過につきましては、5月15日に橘湾の入り口である口之津で初めてシャットネラが確認され、その後、6月13日には橘湾の沖合で警戒基準を超える21細胞が確認され、その後赤潮が全域に拡大した状況でございます。

そして、6月22日以降、養殖ブリ、ヒラマサ、シマアジ等のへい死情報が報告され始め、6月28日時点でも橘湾全域で赤潮の発生が継続している状況でございます。

次に、現時点での養殖魚のへい死被害状況でございますが、長崎市たちばな漁協及び橘湾東部漁協において、養殖シマアジ、マサバ、ブリ、ヒラマサのへい死が見られておりますが、数量等につきましては、両漁協にて調査中でございます。

次に、これまでの現地の対応でございますが、今年度は6月5日から養殖業者、県連携によりまず定点モニタリング調査を開始し、赤潮プランクトンの早期発見に努めてきたところ、その後、徐々に赤潮の拡大が確認されましたため、6月19日から各養殖業者による餌止め、また6月20日からは赤潮防除剤の散布を開始し、被害の防止に取り組んできたところでございます。

しかしながら、その後、へい死が見られはじめ、6月25日からそのへい死魚処分が開始された状況でございます。

また、こうした被害発生の報告を受けまして、

先週6月27日に、知事及び長崎県議会によりまず両漁協への訪問が行われました。

長崎市たちばな漁協におきましては、「防除剤の不足が心配」といった声、また、橘湾東部漁協におきましては、「へい死魚処分の迅速・効率化ができないのか。また、関係県と連携して国に対策強化を求めるべき」といった生産者の声をお聞きしたところでございます。

最後に、当面の対応でございますが、まずはこれ以上の被害拡大を防ぐため、引き続き水産業普及指導センター、総合水試、関係漁協等によりますモニタリングと餌止め、さらには赤潮防除剤の散布等の指導を徹底してまいりたいと考えております。

また、防除剤の確保やへい死魚処分につきましては、関係市などと連携し、既存事業で対応しつつ、状況の推移に合わせて適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

3ページ目には、今回の原因となりますプランクトンのシャットネラ・アンティーカの資料、それから最後のページに橘湾東部漁協から提供いただきました被害の写真もお載せしておりますので、併せてご参照いただければと思います。

なお、週末を挟んだこともございまして、各地の被害状況などにつきましては、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

審査対象の陳情番号は、5号、6号、7号、11号です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、次に「政府施策に関する提案・要望の実施結果」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大倉委員】 おはようございます。

赤潮に関してご質問いたします。

シミュレーションで、今後、どこまでこの広がりがわかるのかといったところを伺いたいですよね。潮の流れで、赤潮が今後広がり具合が見えてくるというのはわかると思うんですけども、例えばプランクトンの細胞分裂によってどれくらい広がるのか、そのあたりも予測することができるのかどうか、教えてください。

【桑原総合水産試験場長】 まず、今回被害を起こしている赤潮の種類なんですけれども、シャットネラという種類で、この有害プランクトンなんですけど、非常に低密度で被害を起こします。警戒基準というのを県で定めておりますが、10細胞ほどあるとへい死を起こさせるという強い有害プランクトンですので、低濃度の段階では、まず確認することができません。

もちろん、もっと細胞密度が増えて、高密度になると確認ができるんですけども、その技術がまだ、要は衛星を使ってというお考えだと思うんですけども、なかなかそこまでは到達していないという状況です。

今、長崎大学の方と一緒に、流れからどういう方向に行く可能性があるのかというのをシミュレーションしていただいているところで、現在、2~3日ぐらいであれば、ある程度予測ができるというような状況で、もっとさらに精度を高めていかなきゃいけないなというふうに考えておりますし、その辺、継続して技術開発というものをやっていきたいと思っているところです。

【大倉委員】では、潮の流れで2~3日後ぐらいはシミュレーションできると、広がりはずね。ただ、プランクトンそのものの増え方は今の段階ではわからないというところですよ。

これからの時期、非常に心配なのが、今も梅雨の時期で雨が降っていて、陸から海にそれぞれ栄養素が流れ込んでいく。そして、この7月に入って間もなく梅雨の晴れ間がきます。ずっと天気がいいわけです。そうすると、さらに赤潮の被害が広がるのではないかという、プランクトンがさらに増殖するのではないかというようにおそれを私は感じているんですけども、そういった意味で7月から非常に心配なんです。今後の赤潮被害のシミュレーションというのは、2~3日以降、それから先というのはもう見えてこないものなのではないでしょうか。

【桑原総合水産試験場長】委員おっしゃるように、これから水温も高くなってきますし、雨で栄養塩というのがもちろん海にも流れてくるので、非常に危険な状況に近づいていると、さらに状況が悪くなるというふうに我々も考えてお

りますので、そこは対策を打っていきたいと思っています。

まだ、おっしゃるような予測というのが、精度もどの程度か、かなり低いレベルだと思えますし、なかなか簡単にできるものでもないの、やはりそこは精度を上げていかなきゃいけないなと思っている段階、そういう状況でございます。

【大倉委員】そういう中で県としてできることなんですよ。例えば、防除剤の購入であったりとか、融通とか、そのあたりはどういう取組をされていくのか、教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】防除剤の準備についてご説明いたします。

今、赤潮が発生しております各地で防除剤の散布が続けられている状況でございます。今年度、橘湾におきましては、昨年度備蓄した防除剤に加えまして、令和5年度の国の予算を活用しました調査事業、6,500万円の調査事業を活用して防除剤を購入し、これを順次散布に使用しているという状況でございます。

委員ご指摘のとおり、もう随分、よそよりも早くから散布が続いておりますので、この不足が懸念される声も聞いているところでございます。まず、そうした防除剤不足がないように、今申し上げました既存事業の中で、予算のやりくりで追加の補充をあてがっていくとともに、さらに不足した場合におきましても、市と連携しながら、既存事業も含めまして何らかに対応できないか検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、在庫そのものの備蓄につきましても、県漁連あたりに在庫切れが起きないように適宜入手をしていただくようご協力をお願いしているという状況でございます。

【大倉委員】 ぜひこの防除剤という策ですが、今はもう対症療法的なことしかできないので、枯渇しないように、そこはいろんな他地域間の融通も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、昨年の夏に続いて2度目ということで、非常にこれも残念というか、つらいんですけども、被害額が昨年はおよそ11億円でした。今回どうなんでしょう。例えばそれと同様の被害になるのか、あるいはそれ以上になるのか、その辺の見込みというものはどのように予測されているのでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】今年度発生しております赤潮の被害の見通しでございますが、資料にもありますとおり、現在、両漁協で確認を進めているところでございます。まだ赤潮が現状も継続している状況でございます。今後、へい死が増えるのかおさまるのかも全く予断を許さない状況でございます。

現時点までの被害の量につきましても、なかなか、今まさに赤潮が発生している状況で、各生けすのへい死魚であったり、生き残りがどれくらいあるのかといったような調査、確認も非常に困難、デリケートな状況でございます。非常に困難というふうにも伺っております。

したがいまして、ある程度の規模感であったり、被害の状況が明るみになるのは、しばらく時間がかかるのではないかと考えているところでございます。

【大倉委員】 ぜひ、養殖業者の方々に寄り添った支援を、県としてできることを、できる限り、できるだけやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

とりあえず、赤潮に関して、一巡目ここまでにしておきます。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【近藤委員】 今の大倉委員の質問の後ですが、今、橘湾を一生懸命言っているんですけども、それ以外の区域の中にこの赤潮が出てきてないか。また、橘湾以外で、その心配の中で防除剤を使用しているところがないかお尋ねします。

【鈴木水産加工流通課企画監】現時点の他地区におきます赤潮の発生状況をまずご紹介させていただきますが、先ほどご説明した橘湾のほか、九十九島におきましてはカレニアミキモトイ、これは、今、橘湾で発生しているシャットネラとはまた違う種類のプランクトンによります赤潮が発生している状況でございます。

さらには、西彼海域につきましても、これは橘湾と同じシャットネラ赤潮が確認されているところでございます。

また、平戸におきましてもカレニアミキモトイによる赤潮が確認されていると。

赤潮状態になっているのは、こういった海区が聞き及んでいるところでございます。

いずれの海区におきましても、従前同様、生産者の皆さんと県によります防除剤の散布であったり、あるいは餌止めの徹底といったような指導で、今のところ被害の状況は伺っておりません。

【近藤委員】 現場から聞いたんですが、防除剤の不足という、結局、防除剤を備蓄とかが不足してまけないとか、もう自分でどうにか手配して、自分たちで集めているという情報も聞いております。だから、去年の例もあって、今年にかけて、例えばそうやって大がかり、広い範囲でまく、結局、防除剤をまくしか方法はないと思うんですよ。その時の防除剤の確保というのは絶対大事だと思うので、そこら辺、今、各組合で、どの辺でその防除剤までまいているのか、その情報はとっていますか。

【鈴木水産加工流通課企画監】先ほど申しあげましたとおり、各海区で今防除剤の散布が行われております。現時点までの詳しい散布の数量等につきましては確認中でございます。

また、在庫が今どれくらい各地に残っているのかということにつきましても、今、一生懸命聞き取りで確認を進めているところでございますが、先週末時点で、県内全体でおよそ2,700袋程度、一袋25キロ換算でございますが、全体合計しますと在庫があると。ただ、特に橘湾におきまして散布が非常に進められておりまして、防除剤の不足が懸念されている声はお聞きしておりますので、ほかの海区の分を含めまして、県漁連には散布する防除剤が不足してまけないといった状況にならないようにご協力いただきたいという話はさせていただいているところでございます。

【近藤委員】ぜひ、赤潮が出てないところにも多分備蓄があると思うので、そういうところから、危ないところには、移動しながらでも、すぐ防除剤がまけるような環境をつくってもらいたいと思います。よろしく願います。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【前田委員】関連になるんですけども、今、防除剤のお話が出ましたけれども、私が聞くところでは1袋当たり7,000円くらいするということで、戸石だけでも1日100袋くらい使っていると。数は今確認中ということですけども、単純に計算したら、それだけでも1日70万円海にまいているということになるので、これはなかなか、在庫があるとはいえ、これが長期化すると非常に厳しいと思っているんですけども。昨年、不幸にもこういうことがあった中で、昨年、国に対していろいろ要望したと思うんですが、その時、多分特別交付税を使って迅速な対

応をさせていただいたと思うんです。

確認ですが、昨年はこういう地帯に発生して、さっき被害額も出ていましたけれども、どんな対応をしたのか確認して、その中で、今現在進行する中で、国に対してどう対応して、働きかけをしていこうとしているのか、確認をさせていただきたいと思います。

それともう一点は、ほかの漁協でもカレニアミキモトイが発生しているという話も聞きましたけれども、カレニアミキモトイの赤潮というのは今に始まった話ではなくて、今回の陳情書にも出ていましたけれども、伊万里湾の赤潮が出た時は平成30年かな、あのあたりはカレニアミキモトイで大きな被害が出たということで、その時もすぐ私たちも視察に行きましたけれども、「伊万里湾の赤潮対策ガイドライン」というものを県・市や漁協、養殖業者と一体となつてつくって、今も努力しているということで聞いていますけれども、こう橘湾も続いてくると、今の瞬間的な対応は対応としながらも、2年連続ということを考えて時に、そういった関係者が集まってガイドライン等を作成していくことも大事なかなと思っていますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

【鈴木水産加工流通課企画監】まず、昨年度の対応についてご紹介をさせていただきます。

昨年度につきましては、へい死魚処理、それから防除剤の散布につきまして、県の新たなチャレンジ水産経営応援事業を活用しまして、県と関係する市で最大2分の1ずつ負担をするという事業を用いまして、へい死魚処分費用、あるいは防除剤の購入費用について支援をさせていただいたところでございます。

また、先ほどもご紹介しました令和5年の国補正予算の調査事業の中で防除剤の追加購入も

させていただいて、現在、この備蓄追加分を用いて防除に当てているという状況でございます。

それから、国への陳情・要望につきましてでございますが、昨年、橘湾の赤潮被害を受けまして、令和5年9月6日に知事、議長、それから市、漁協によります国への要望が行われたところでございます。この場で共済金の補填であったり、あるいは掛け金の見直し、赤潮メカニズムの解明といったような内容の要望をさせていただいたところでございます。

今年度につきましても、生産者の皆さんからは、また国への要望も要るのではないかというお声は伺っているところでございます。まずは、まだ、今現状は赤潮が続いている状況でございますので、当面の対応に全力を注ぎますとともに、全容を確認し、また生産者の皆さんの声を伺いながら、必要に応じて関係市とも連携して、必要な国への要望も含めて対応を検討させていただきたいと考えているところでございます。

それから、他地区におきますカレニアミキモトイが発生している中、平成30年に伊万里湾でガイドラインを策定して取り組んでいる、これも橘湾でするべきではというご質問かと思いますが、橘湾におきましても、伊万里湾同様、赤潮対策ガイドラインというのを策定しております。

こちらにつきましては、昨年、カレニアミキモトイでこれまで最大の被害を受けまして、このガイドラインの中身も大きく改定をし、これまで見られなかった大規模なカレニアミキモトイの発生形態をみんなで共有するとともに、発生した際の対策であったり、それから調査体制、こういったものをうたい込んだガイドラインとして県が策定し、関係漁業者、漁協、市町と共有し、情報共有を進め、対策を連携して進

めてきたところでございます。

今年度につきましても、昨年度末に改定したガイドラインを皆さんで説明、共有し、また具体的に今回、6月5日から定点モニタリング強化を進めてきたわけですが、それを始める前にも各地域で、このガイドラインを含め、改めて、今年度は具体的にどういう調査をしていくのかといったような協議もしてきたところでございます。

なかなか完全に防げるものではないかもしれませんが、こういった形でできる得る対策はもう全力で、各地域、皆さん協力して進めているところでございまして、引き続き取組を強化してまいりたいと考えております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】赤潮ということで、関連して私も質問いたします。

今年度から始まった養殖技術ブレイクスルー促進事業、前回の委員会でもご質問いたしましたけれども、その中の項目に自然災害対策、まさに赤潮というところと、その赤潮に対応した新魚種の導入というところが研究課題とされているとお聞きしました。これらは、今まさに赤潮の問題に対して切り札的なブレイクスルーが得られるんじゃないかと私も期待をしているんですけれども、この1年の事業でしたが、今の進捗状況をお聞きしたいと思います。

【鈴木水産加工流通課企画監】今年度の新規事業であります養殖技術ブレイクスルー促進事業でございますが、今現在、プロポーザルの公募が終了し、近々審査会をする予定という状況でございます。まだ相手先が決まった状況ではございません。

【虎島委員】1年の事業ですので、今年度中に結果を出していただいて、ぜひ結果を迅速に現

場に反映できるような体制にしていなければと思います。よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【瀬川委員】 私も赤潮の関係で質問します。

他の海域、九十九島、西彼、平戸海域も発生しているということですが、伊万里湾も過去に大変な状況にあったんですけれども、今回はまだ発生の兆候もないと考えていいと思うんですが、平成30年から何らかの対策をやったということから、今回まだ発生していないと、あるいは近年発生していないというふうに考えていいのかなと。その理由について、わかっていらっしゃればお聞きいたします。

【桑原総合水産試験場長】 伊万里湾の方ももちろん過去に発生していますし、現在も調査に継続して入っています。今回の赤潮が、正直、まだすごく時期的には早いと思っています。昨年度も7月末ぐらいで、今回は6月の中旬ぐらいなので、それほど水温も高くない状態でこれだけ今回発生しているのは、ほかの海域からの流れ込みがあったし、水温が低いといっても、プランクトンが増殖できないほど低いわけではないので、その中で徐々に増殖していったんだと思います。

伊万里湾の方なんですけれども、伊万里湾は、昨年度、橘湾でも出たカレニアミキモトイがこれまで大きな被害を及ぼしましたし、佐賀県側から流れてくるような感じが我々もしているので、そこの調査はしたいと思っていますし、まだまだ予断を許さない状況だと、伊万里湾の方も予断を許さない状況ですし、ちゃんとした監視を続けていきたいと考えております。

【瀬川委員】 こういった時に、一番大事にといいますか、考えなければならないのは、漁業者に対する生産意欲の喪失、これだけはやっぱり

止める最大の努力をしなければならんというふうに思います。

そこで、これまでの養殖いかだに対しても、あるいは海底の状況に対しても、何らかの手を打っていく必要があるんじゃないかなと。例えば養殖いかだは、聞くところによると、浮体式といいますか、海面に出ている状況、それを一時的に海底に下ろすようないかだもあるやに聞いております。ただ、これは多額の初期投資といいますか、それが必要になってくるので、なかなか漁業者自体も導入をといたって難しい面がある。しかし、橘湾の場合は2年続けてですから、来年に、その漁業者の皆様方が、生産意欲を持って取り組もうという意識を持っていただくために、これをやったら100%とは言わんけれども、大体の被害は防げるんだと、こういった新しい技術を導入してやりましょうと、それには県も一生懸命になって、国の支援事業を活用したり、いろんなところに要望・陳情を重ねて取り組みたいと思うというような話をすることも一つの生産意欲の喪失を止めるというか、次へ向かっての新しい技術で養殖漁業を続けるということにつながるんじゃないかと思います。

そういったことも含めて、今の状況の対応は対応で、懸命にやっていたらっしゃるということは理解をするわけですが、将来にわたって、やはり県の水産部としてどういうふうに考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

【吉田水産部長】 まず、昨年、橘湾で発生した11億円の被害、県内でも類を見ない被害でございました。私どもも被害発生直後から現場の方に入り、生産者の方といろいろ話をしていましたけれども、このままでは橘湾の養殖の灯が消えてしまうんじゃないかと、本当そういう懸念

さえ持つような状況でございました。

その後、議会、委員会の方でも、あそこの灯を消しちゃいけないということで強い後押しを受けまして、地元の養殖業者の方と種々話をし、その上で対策、必要な支援、それを地元の方にお示しをして、生産者の方も意気消沈していたお顔から、もう一步踏み出そうというところが少し芽生えたかというふうに私も当時認識をいたしました。

今回につきましても、委員長、副委員長現場に行かれた時も、「昨年ではありがとうございました」というのが、まず、今年の被害じゃなくて、そういうお声からで、「一人もやめた人はいませんでした」というお言葉をいただきました。

瀬川委員が言われましたように、私どもは技術的に、とにかく対応できる技術の開発でありましたり、いろいろそういう対応も必要なんです、やはり被害が、今はちょっと落ち着いておりますけれども、被害が落ち着いたら現場に入りまして、地元として必要なところは一緒に考えさせていただきたいと考えております。

委員が言われましたような浮沈式の生けすでありましたり、そういった試験も、実をいいますと伊万里湾で今もやったり、いろんなところでやっていますし、他県の情報もございまして、そういうものを共有しながら、また必要な対策につきましても、議会といろいろご相談させてもらいながら、しっかり対応させていただきたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【白川委員】県漁業公社についてお伺いしたいと思います。

現場の方から施設の老朽化についてご相談がございましたので、堤委員と先日現場視察に行

ってまいりました。

その中で、老朽化については、稚魚を育てている水槽がさびていて古くなっていたり、またその施設に水を送るための生命線でもあるパイプが、一度破損をして応急処置的にはしているということでありましたけれども、またそこがどうなるかという心配があったり、あと、配電盤等も非常に古かったり、台風がくると屋根が吹き飛んで、その都度補修をしているということでありましたけれども、いまだに屋根がなく、作業員の方はずぶぬれになりながら作業をしなければならないというような状況を見てまいりました。

この老朽化は、至るところに見えているところではあるんですけれども、どのような計画で優先順位をもってされているのか、教えてください。

【松尾漁業振興課長】まず、県が設立している栽培漁業センターというものがございまして、そこが生産施設になります。漁業公社の方にはその施設を使って生産委託をして生産していただいているという形になっています。栽培センターの管理は県の方でございまして、委員ご指摘のとおり老朽化が進んでいるもの等も把握しております。

この施設の改修、修繕につきましては、これまで安定した放流種苗を生産するという観点、目的がありますので、電気や給水設備など生産に欠かせない部分や生産現場の安全性ですね、さっきずぶぬれだったとおっしゃいましたけれども、けがをされないようにとか、そういうところを重視して優先順位をつけながら対応をしてきたところです。

生産性の向上につきましては、県予算だけの対応では厳しいところもありますので、国の予

算等も活用しながら、施設整備をこれまでやってきました。限られた予算の中ではありますが、引き続き安定的な生産に取り組んでまいりたいと考えています。

【白川委員】生産性を落とさないためにということと、また、働く人たちの安全性を優先して改修をこれまでも行ってこられたというところではありますけれども、やはり水産県長崎の最初となる放流のための種苗をつくられているというところにおきましては、非常に重要な部分だと思いますので、しっかりとそういった老朽化についても優先順位を、全てをやってくれというと、非常に予算が膨大になるということも承知をしておりますが、まずはそういった生産性と安全の面を優先的にやっていただきたいというふうに思っております。

その中でも、特に働く人たちのところに負担がかかっているのが、落雷などで停電をした際に、常駐されている昼間の時間帯であればすぐに復旧作業などができるそうなんですけれども、夜中に落雷があった際は、電源が落ちてしまうとお魚に空気を送っているポンプが止まってしまうとのことで、実際に生産性に非常に影響を与えるということで、夜中でも職員の方が駆けつけて電源の復旧作業に当たられているということ伺いました。

夜中という時間帯もそうですけれども、そういった落雷が起こっているさなかに職員の方が現場に駆けつけるということは、非常に負担感が大きいというふうに感じております。そういった電源の復旧について、自動化できないかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【松尾漁業振興課長】委員ご指摘のとおり、そういう状況も予測しているところでございます。

現在、漁業公社では、特定の職員に負担がかからないように当番体制をとっております。

県としましては、種苗生産業務を委託している漁業公社と相談しながら、さらに負担がかからないような当番体制を協議してまいりたいと思っております。

委員がおっしゃったとおり、電源を自動復旧するようなシステムもあると聞いております。必要性や有効性につきましては、今後、いろいろ研究、検討してまいりたいと思っております。

【白川委員】当番制があるということですが、ここの現場には結構若い方が最近入られたりとかして、非常に現場は活気があるというか、笑顔も多い現場かなというふうに思っているんですけれども、せっかく入られた若い方が、こういった大変な苦勞をすることによって辞めてしまわないようにということも非常に現場では危惧をされていて、そういった職員の方への負担感が軽減できるように。他県でそういった電源の切り替え等もやっているような先進的な事例があるかもしれませんので、ぜひ調べていただきまして、そのあたり早急にご対応いただければと思っております。

次に、種苗、稚魚なんですけれども、結構県内の漁協からも放流のリクエストがあって、その期待に応えようということで、現場でも努力をされているというふうに伺っているんですけれども、やはり現場の水槽はもう魚種が結構いっぱいいっぱいというか、種類が豊富にされていますので、施設が手いっぱいだというようなことも聞いております。

ここで生産されている稚魚の種類と、県で今推し進められております「推し魚」との関連性を教えていただければと思います。

【森川水産加工流通課長】まず、「推し魚」に

つきましては、担当課の私の方からご答弁させていただきます。

現在、押し魚を選定するための選定の方針であるとか、選定委員会の委員の構成であるとか、そのような準備を進めているような段階で、現時点でどの地域のどの魚を押し魚として選定するのかということが、まだ決まっている状態ではございません。

今後、押し魚が決まりまして、その押し魚を捕っている漁業者、養殖業者の方から、種苗の放流が養殖によって押し魚の資源を増やしたいというふうな希望が出されて、その魚種の種苗生産が技術的に可能だということであれば、押し魚の種苗生産に取り組んでいくということを検討することになるかと考えております。

【白川委員】押し魚との関連性が、まだ確定はされていないという、模索中ということだと思っておりますけれども、クエとかトラフグとか、高級魚がたくさんできると、やはりそこが生産性、売上げにも関わってくることだと思いますし、長崎ならではのお魚ということにおいても、ぜひ生産の研究も重ねていただきまして、せっかくこの押し魚のプロジェクトがあるのであれば、やはりそこに生産を集中させていく連動性、この種苗との連動性というのは非常に重要になってくるかなと思いますので、ぜひ今後、押し魚のお示しをしていただきながら、ここのセンターとも連携を図りながら、長崎の漁業の発信というか、スタートになることだと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

2巡目にいきます。

【近藤委員】もう一回赤潮のことなんですけれども、この赤潮の発生は、長崎ばかりじゃなく

て、一番最初、私がテレビで見たのは八代海でした。八代の被害が先に出て、大丈夫かなと思っていたら長崎にきたんですね。だから、その八代の赤潮と、この長崎の赤潮が同じ種類で、例えば八代のそういう被害とかも調べてあるんでしょうか。

【桑原総合水産試験場長】熊本県ですとか、鹿児島県、佐賀県、福岡県もそうなんですけれども、赤潮が出た時の情報は、まず共有をしております。八代海で出ているのも、今回被害が起きているシャットネラという種類でして、そこからこちらに流れてきたという可能性はあると思います。その辺、もうちょっと熊本県側でまくことができないかとかというのを、県としましても、熊本県、国と一緒に、今年度の当初、話をしているところです。なかなか向こうも養殖業者だけでなく漁業者もいますし、航路の問題もあるので、なかなか話は難しいとは思ひますけれども、そういう努力はしております。

【近藤委員】八代海からずっと長崎までつながっているような感じがするんですね。だから、起きたところで早めの対応、対処、そういうのをしっかりやって、各県の協力をすぐ連携とってやってもらえばと思ひますので、部長、よろしくお願ひします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【大倉委員】では、2巡目、ご質問させていただきます。

議案外の5ページから6ページに書いていただひています海業の推進についてですけれども、まさにここに書いてあるように、奈良尾地区では今年4月から、国から「実証的に海業の計画策定に取り組む地区」に選定されたわけでありまひます。

それより前に、今年の3月に海の駅ですね、「かみごとう・ならお海の駅」も誕生いたしました。認定されたわけですけれども、この認定された海の駅と併せて、奈良尾地区の海業のさらなる推進というものが非常に期待されていると思うわけですが、今回、この奈良尾地区が選定されたことで、海業としてはどういう計画策定、実施していくことになっていくのかを教えてください。

【本多漁港漁場課長】奈良尾地区につきましては、海業の計画策定に取り組む地区に選定されて、その柱の一つにヨットの隻数を増やす、ヨットの活用といいますか、交流人口の拡大のためのヨットの隻数を増やしていきましょうという柱があります。そのほかに漁業体験とかというのを海業の柱に立てて計画を立てようと思われていますので、一部になっていくものと考えております。

【大倉委員】海業の選定と海の駅の認定、これはもともと別のものだと聞いています。

そういう中で、例えば海の駅というのは係留施設があるとか、そういった条件が満たされて認定されていくということで、ちょうどタイミングよく海業も計画策定地区に選定されたわけですので、私の質問としては、今後、このヨットの隻数増加も含めて、ヨット係留の整備など、そのあたりも非常に活性化が期待できるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の見通しというものを教えてください。

【本多漁港漁場課長】現在、奈良尾地区におきましては、協議会でいろいろな施策を検討されていくということになりますので、その中でヨットの係留場所でありますとか、漁業体験とか考えられていますので、その中でどういう形につくるというか、よろしいかというのを検討し

ていくと。それを計画にのせて今後の展開があるものと考えております。

【大倉委員】ぜひ、今後の展開を期待しております。

もう一点、海の駅に関してなんですけれども、これは3月に誕生して、これまでプレジャーボートとかヨットとかがどれくらい利用していただいているのか、利用者の方の推移みたいなものは数字としてありますか。

【本多漁港漁場課長】海の駅に関しまして、利用者数はカウントしておりませんが、ヨットの隻数といたしましては、過去から言いますと令和3年は8隻、令和4年は20隻、令和5年は34隻、今年度はまだ6月までの速報値でありますので、33隻をカウントしております。ですので、昨年度からいたしますと、約3倍弱の増加を見込んでいるということになっております。

【大倉委員】喜ばしいことだと思います。非常にヨットの隻数も増えているということで、ますます期待が高まるんですが、ぜひこの奈良尾地区の海の駅は、マリレジャーを気軽に楽しめる、そういったレジャー拠点になってもらいたいなと思っているわけなんです。さらに、それに加えて奈良尾地区というものが、今回、計画策定地区にも選定されたわけですから、海の駅を上手に活かしながら、実証というものも重ねて行っていただきたいと思います。

6ページにありますもう一つの議案外について伺います。

「全国煮干しサミット」、これは大成功に終わったということで非常に良かったです。お疲れさまでございました。橘湾沿岸というのは煮干しの産地ではあるんですけれども、まだまだ知名度不足なところはあります。今回、雲仙で第1回の全国サミットが開催されて非常によか

ったんですが、この成功した理由はどのように分析していらっしゃいますか。

【森川水産加工流通課長】まず、今回の煮干しサミットにつきましては、全国各地の煮干し生産地の現況などを共有して、水産現場を取り巻く環境の向上、魚食文化の継承・発展を目的として、雲仙市の南串山地区の漁業者の方が本当に一生懸命中心になって取り組んだと。自らのネットワーク等々いろいろ活用しまして、全国の生産者の方々にお声がけしたその熱意が、今回のサミットがうまくいったところにつながっているのかなと感じております。

【大倉委員】まさにそうですね。南串山地区の皆さんのお力があって成功したというのは本当によかったと思います。

そういう中で、次回、2回目以降に向けてブラッシュアップしていくべきところ、課題とか、そういったところは見えてきたでしょうか。

【森川水産加工流通課長】全く初めての民間主催の取組でありましたので、なかなか準備等々ご苦労されたというふうにも伺っております。

最初に、このような人数が、目標にはしておられたようですけれども、集まるかというところもあったようですけれども、一応その目標どおり来ているんだと思っています。

次回以降、どのような形でやっていくのか、課題等はとなりますけれども、確かに準備の中でかなりご苦労されたところも伺っておりますけれども、本人たちは、「全国サミット」と銘打っておりますので、次回以降、全国の煮干しの産地が広島県、香川県、長崎県、千葉県とありますけれども、それぞれ持ち回りで開催できないものかということをお考えだというふうにも伺っております。

【大倉委員】次回開催場所は、広島か香川か千

葉か長崎かという候補地というお話がありましたけれども、本県以外、県外でやる時の我々本県にとってのメリットというのが、ちょっと私は懐疑的な気がするんですね。もちろん、煮干しというものの販路拡大という意味では、一定県外でやるというのは効果があるとは思いますが、今回、1万人という来場者がいらっしやって、雲仙という地も全国へ発信できたと思うわけなんです。そういう中で、県外でやるメリットを私は見出しにくいんですけれども、そのあたりのご見解を教えてください。

【森川水産加工流通課長】委員ご指摘のとおり、全国各地から本県に1万人もの人がご来県いただいてこういうイベントを開催するというのは非常に重要だと考えております。

ただ、他県開催でも、そのイベントにこちらから参加して、長崎県が煮干しの生産地なんだということを広く県外の方々にご理解いただくことで本県産煮干しをPRするというのも県外での消費促進につながっていくものではないかと考えております。

【大倉委員】できれば、今後、橘湾沿岸の自治体と第2回に向けて協議をして、そして、この全国サミットを地元で成長させていくイベントにしてもらいたいなど、私からは要望しておきます。

煮干しの生産量に関しても伺いますが、これは農水省によれば、全国的には煮干しの生産量が落ち込んでいるということで、20年前に比べて半分だと。1.7万トンということなんですけれども、この背景に様々な原因があると思うんですが、漁業者の方の減少なども要因として挙げられると思うんですが、本県の煮干しの生産量については、どのような数字になっているのでしょうか。

【森川水産加工流通課長】令和4年の生産量が大体3,800トンぐらいですけれども、平成元年当時から大体平成10年ぐらいまでは約1万トンで推移しておりました。それが徐々に減少をしてまいりまして、大体平成25～26年ぐらいから5,000トンぐらい、現状が大体4,000トン弱という数字になっております。

【大倉委員】現在、約4,000トンということで、これは全国の中ではどれぐらいの位置にあるのでしょうか。

【森川水産加工流通課長】全国生産量でいいますと、約2割。長年、全国1位を誇ってきましてけれども、令和4年がたまたま僅差で広島県にトップを譲り渡しているというような状況でございます。

【大倉委員】広島が1位ですね。では、本県は2位ということですね。第2回の開催地も広島が候補地として挙げられているという中で、やはり本県、今、2位という状況で、広島を抜いてほしいわけですよ。明け渡してはほしくないんですね、このサミットの場所も。1位の広島でやると、ますます広島が活気づくことになると思いますので、ぜひ1位にするためにも、やっぱり来年以降、本県で、雲仙含め、地元でやってもらいたいと思うわけでございます。

煮干し、そもそもここにフューチャーしたところがすばらしいと思っているんですよ。煮干しは地味なんですけれども、ただ、雲仙では煮干し料理というものが郷土料理としてもあるわけですね。ご飯に煮干しを入れて炊き込む「自転車飯」というもので非常においしいんですけれども、まだまだ全然知られていない。だからこそ、雲仙という場所で、煮干しを一つの軸にして、煮干し文化の起爆剤にするというか、そして、その結果、煮干し文化を発信する拠点、

これが長崎なんだと。それが雲仙であり、橘湾沿岸自治体であるというふうにもっていったらいいなと思うわけでございます。どうでしょうか、ご一考いただけないでしょうか。

【森川水産加工流通課長】確かに先ほどから長崎県は第2位で、1位は広島県という話をさせてもらっていますけれども、今もどこでするかというのは調整をされているというようなお話で、どこか決まっているとは聞いていないんですけれども、この委員会で、大倉委員の方からいろいろ大切なお話を伺っておりますので、それを実行委員会の方にお伝えをしたいというふうに考えております。

【大倉委員】ありがとうございます。ぜひ、本県から全国へ届ける煮干しサミットを引き続き続けてください。よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】栽培漁業センターのことで伺います。私も白川委員と一緒に訪問させていただいて、何年か前に、農水経済委員会で台風の直後に訪問したことがあるんですけれども、短時間でそんなに詳しくお話は伺えなかったもので、やはり今回訪問してみてよかったなと思っています。

お聞きしたいことは、先ほどの質問で大体網羅されておりましたので、あれなんです、時々、本庁の方からもセンターを訪問されているとお聞きしているわけですけれども、行かれた時はどういったことについて聞かれたり、見たりされているのか、そのところをお尋ねいたします。

【松尾漁業振興課長】定期的にうちの方から栽培センター、漁業公社の方にお伺いして、生産状況をまずお伺いする、一番大切な魚の生産というところですのでということ。それに付随して、先ほど出ましたように施設の老朽化、水漏

れがありますよとかということをきちんとお伺いするようなこと、施設の状況。あとはやはり労働環境面がどういう状況かというのもきちんと、総務課長あたりとお話しながら、そういった環境面もお伺いして、うまく栽培漁業センターが活用されて、その中で公社の方たちが生産に励んでいただくということを視点を現場に行かせていただいております。

【堤委員】生産状況というか、機能を十分に発揮してもらうために必要なことだと思いますし、定期的に行かれているということで、その中でやっぱり現場の皆さんの声というのを本当に尊重してというか、それを、働きやすい職場づくりだったり、あるいは種苗の生産に効果的な様々な取組、工夫というのを進めていただきたいと思っています。

水産県長崎の水産業というのは基幹産業であって、そしてその一番の基礎になる部分ではないかなということ、今回、訪問して改めて思いましたので、そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

別の件で、昨年度の真珠養殖について、議案外で記載がありますけれども、円安であったり、需要が多いということで、非常に数量も金額もアップしたということが書かれていますけれども、この生産量とか金額の近年の推移というのはどのようになっているのかお尋ねいたします。

【鈴木水産加工流通課企画監】本県の真珠養殖の生産状況でございますが、農林統計の方で説明させていただきます。

生産量で申し上げますと、令和4年が5.3トン、近年は5トンから6トン台で推移しております、横ばいからやや減少しているという状況でございます。

去年、今年の場合で申し上げますと、生産額

が、令和4年が62.3億円、その前の令和3年が49.3億円ということで伺っております。

ちなみに、統計とは違うんですが、共販の方で申し上げますと、昨年よりも生産金額、数量ともに増加しております、金額はおよそ142%の状況に伸びたと伺っているところでございます。

【堤委員】142%はこちらの方に記載もございます。生産量が5トンから6トンの間で、横ばいかやや減少ということですがけれども、この生産量は、全国では長崎県はどのくらいの位置になるのでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】農林統計の方で申し上げます。

生産量でございますが、長年、愛媛県と長崎県がほぼ拮抗している状況でございます。直近の令和4年、令和3年は長崎県が生産量第1位に返り咲いたという状況で、それ以前はしばらく愛媛県が続いております、平成20年に一度長崎県が1位と。また、平成16年、15年は1位と、そういったような状況で、かつては非常に拮抗した中で、ここ2年は1位を取り戻したという状況でございます。

【堤委員】愛媛県と長崎県が1位を争う状況で、過去2年間、長崎が1位だったということで、大変喜ばしいかなと思いますけれども、今後の真珠養殖の見通しと伺いますか、それから養殖業者の皆さんは減少しているんじゃないかなとか、後継者はどうなのかなと、そこが気になるわけですが、その辺のところをお願いいたします。

【鈴木水産加工流通課企画監】真珠養殖の今後の見通しでございますが、なかなか予測するのは難しいと思うんですが、先ほども説明にもありましたとおり、特に近年、香港をはじめとした海外での需要が非常に良好であるとい

うことが追い風になりまして金額が伸びたと。単価が昨年よりも128%増ということで値段も上がっていると伺っております。

また、生産状況でございますが、こちらにつきましても令和元年頃から全国的に真珠養殖に使用します母貝のアコヤガイの大量へい死が非常に大きな問題になっておりましたが、本県におきましては、真珠生産組合が自社で種苗生産を行う施設をお持ちで、さらに総合水産試験場によります優良品種の開発であったり、そういった技術の普及と相まって、本県ではここ数年、去年、今年はそのような大量へい死は見られていない、比較的種苗の安定供給がかなっているというふうに伺っております。それもあって、令和3年、4年は日本一を奪還したのではないかと考えられているところでございます。

今後につきましても、今は幸い生産も安定していて、値段も比較的良いということでありまして、この余裕のあるうちに、我々も漁場の監視装置の支援であったり、そういった側面支援もさせていただいているところでございますので、引き続き伸びる産業ということで、我々も大いに応援してまいりたいと考えているところでございます。

【堤委員】アコヤガイのへい死の問題も、大きめの貝はへい死しないと、そういうふうなことを以前の委員会の中でもお話があったように思います。本当に、今、需要が伸びていたり、あるいは円安があったり、円安はいろいろ弊害もありますけれども、真珠養殖に関しては追い風、後押ししてくれるプラス要因かと思っておりますので、しっかりこれを好機ととらえて、今後ますます頑張ってくださいと思います。

後継者というところについては、何かありますか。

【鈴木水産加工流通課企画監】先ほど説明が漏れました。

課題としましては、委員ご指摘のとおり、やはり生産現場におきましては人手不足が大きな課題になっているということをお伺いしているところでございます。現状としてはそういう課題があるというのをお伺いしております。

【齋藤水産経営課長】真珠業界、人手不足というところの中では、現状で申し上げますと、やはり外国人材の活用というところが非常に取り上げられておきまして、現在、株式会社エヌ、そちらの方に外国人材の手配というところを真珠組合の方からお願いをしているような状況でございます。

【堤委員】ありがとうございました。人手不足解消に向けた取組をしっかりと取り組んでいただいて、本当に長崎県の伸びる産業として頑張ってくださいと思います。

終わります。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【虎島委員】東京都消費生活条例に基づく食品の品質表示という点でご質問いたします。

これはかまぼこ類を東京都で販売する場合、でんぱん配合割合や原材料配合割合の表示が求められているというものです。

これは食品安全にかかる国の表示義務の上乗せで、消費者権利にかかる表示が都条例で求められていると理解をしています。

問題は、東京に出荷するだけではなくて、ネット販売で東京都民が買った場合も適用されると聞いております。これに違反をすると、指導や社名の公表といった措置がとられるということで、県内業者におけるこの条例の認知度、対応状況についてお伺いいたします。

【森川水産加工流通課長】今、委員からござい

ました東京都条例ですけれども、これはかまぼこ類の中でも蒸しかまぼこ類と焼き抜きかまぼこ類をつくるのに、原材料としてでんぷんを使用したものはでんぷんの含有率、それと蒸しかまぼこ類と焼き抜きかまぼこ類で、商品名にその原材料の一部の名称が記載された製品、いってみれば「鯛かまぼこ」とかかってタイを商品名に入れているといった場合は、原材料の配合割合を表示しなさいということ義務づけられているというふうになっております。

かまぼこ業者の方が、この条例を知っているのかというお話ですけれども、長崎市内のかまぼこ組合、長崎かまぼこ水産加工業協同組合にお尋ねをしたところ、このような条例があることは知っている。それできちんとした対応ができているというお話を伺っているところでございます。

【虎島委員】ほかの自治体でも同じような条例があるとお聞きしましたけれども、その条例の内容が東京都と同じものなのかどうか、お聞きします。

【森川水産加工流通課長】でんぷん含有率につきましては、東京都のほかには川崎市、名古屋市、大阪市が条例で規定しております。原材料配合割合につきましては、東京都のほか神奈川県、川崎市、名古屋市、大阪市という自治体で条例化していると伺っております。

【虎島委員】県内業者、恐らく対応はできているというようなお話でございました。

一部の地域がこういった条例をつくっているということで、そごがないようにしっかりと対応していただければと思います。

先ほど大倉委員から煮干しサミットのことでお話がありましたけれども、全国サミットでありますので、通常サミットと言えば各国持ち回

りでやるものだというふうに考えます。ここでやりたいというのももちろんわかりますが、ちょっと格好悪いかなという気もしますので、私は、元王者として、どんと普及というか、長崎にも煮干しがあるんだというのをアピールしていただく場でもあるかなというふうにも思いますので、そういった意見もあったというふうに付していただければと思います。よろしく願います。

【吉田水産部長】一部答弁の修正をさせていただきます。

先ほど瀬川委員のご質問に対しまして、伊万里湾で浮沈式と申しましたが、伊万里湾で行っておりますのは足し網、網の深さを通常よりも深くした試験を行っております。

浮沈式の生けすにつきましては、上五島の方で実施しております。

答弁を修正させていただきます。失礼しました。

【中村(一)委員長】これで議案外所管事務一般についての審議を終わります。

暫時休憩します。

-----  
午前 11時27分 休憩

-----  
午後 11時28分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

溝口委員が出席されましたので、先ほど保留いたしました議案審査を行います。

議案に対する質疑を行いたいと思いますが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第77号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時29分 休憩

-----  
午前11時29分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午前11時30分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年7月2日

自 午前 9時57分  
至 午前 11時45分  
於 委員会室 4

農山村振興課長	居村 正博 君
農業経営課長	酒井 浩 君
農産園芸課長	山下 裕樹 君
農産加工流通課長	村上慎一郎 君
畜産課長（参事監）	富永 祥弘 君
農村整備課長	吉田 好広 君
諫早湾干拓課長	安達 有生 君
林政課長（参事監）	永田 明広 君
森林整備室長	松尾 尚洋 君
農林技術開発センター所長	長門 潤 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	中村 一三 君
副委員長（副会長）	山村 健志 君
委員	溝口 芙美雄 君
”	瀬川 光之 君
”	山口 初實 君
”	前田 哲也 君
”	近藤 智昭 君
”	堤 典子 君
”	大倉 聡 君
”	白川 鮎美 君
”	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	渋谷 隆秀 君
農 林 部 政 策 監 （農村整備事業・ 諫早湾干拓担当）	高石 洋行 君
農 林 部 次 長	松田 武文 君
農 林 部 次 長	原田 幸勝 君
農 政 課 長	峰松 妙佳 君
農業イノベーション推進室長	三溝 孝司 君
団体検査指導室長	高橋 哲 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前 9時57分 開議  
-----

【中村(一)委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

農林部長より、報告議案の説明を求めます。

【渋谷農林部長】 おはようございます。

農林部長の渋谷でございます。

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）』」のうち関係部分、報告第4号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）』」、報告第5号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算

（第2号）』」、報告第6号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）』」であります。

いずれも、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和5年度予算の補正を、令和6年3月29日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

はじめに、報告第2号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）』」のうち関係部分につきましては、歳入面で国庫支出金等が確定したこと及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入予算は合計で13億2,689万5,000円の減、歳出予算は合計で20億772万1,000円の減となっております。

3ページの下段をご覧ください。

次に、報告第4号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）』」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ78万3,000円を減額いたしております。

次に、報告第5号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）』」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ20万8,000円を減額いたしております。

4ページをご覧ください。

次に、報告第6号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）』」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ1,178万2,000円を減額いたしております。

次に、「令和5年度長崎県一般会計歳出予算

繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分、また「令和5年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告」の関係部分及び、5ページの「令和5年度長崎県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」につきましては、それぞれ記載のとおりであり、後ほど、関係課長から補足説明をさせていただきます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【峰松農政課長】おはようございます。

農林部関係の繰越額について、ご説明をさせていただきます。

補足説明資料、繰越事業理由別調書の2ページをお開きください。

繰越額につきましては、9月定例会、11月定例会、2月定例会においてご承認をいただいたところですが、その後の事業の進捗に伴い、繰越額が確定したことから、改めて説明をさせていただきます。

まず、説明資料の2ページ上段、繰越理由別調書、最下段の計の欄をご覧ください。

農林部の繰越額の合計は、522件、106億1,890万4,000円でございます。その内訳といたしましては、経済対策分が83件、66億3,983万4,000円、災害復旧分が338件、8億1,733万2,000円であり、金額で、経済対策分が全体の62.5%、災害復旧分が全体の7.7%を占めております。

また、繰越理由の主なものを区分してまとめております。同じ表の左の欄をご覧ください。

理由の主なものといたしましては、事業決定の遅れによるものが一番多く、292件で72億

1,001万3,000円となっており、件数全体の55.9%、繰越額合計の67.9%を占めております。

次いで、計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが多く、37件、14億3,462万7,000円、件数全体の7.1%、繰越額合計の13.5%となっております。

また、課別ごとの繰越額の内訳につきましては、中段の表に記載しているとおりでございます。

なお、これらの繰越理由別に区分された事業のうち、主なものにつきましては、12ページから15ページに記載しておりますので、後もってご覧いただきますようお願いいたします。

同じく2ページ、一番下の囲みの部分をご覧ください。

前年度、令和4年度の繰越額と比較いたしますと、件数で16件の減、金額で27億2,413万9,000円の減となっております。その内訳といたしましては、経済対策分で件数7件、金額が1億3,594万円の増加、災害復旧費で件数3件、金額が3億6,971万7,000円の増加、その他で件数が26件、金額が32億2,979万6,000円の減となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

これは9月定例会から2月定例会まで、定例会ごとにご承認をいただいた繰越額ごとに課別ごと内訳をまとめた表でございます。

また、4ページから7ページに、事業ごとに実繰越の件数及び金額を記載しております。

続きまして、事故繰越について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料2ページにお戻りください。

上段の表、繰越理由別調書の事故繰越の列をご覧ください。

こちらは令和4年度から令和5年度へ繰り越した予算につきまして、令和5年度中の完了が間に合わなかったことから、やむを得ず令和6年度へ繰り越すものでございます。農林部の事故繰越額の合計は、8件、4億720万9,000円でございます。

繰越理由といたしましては、計画、設計及び工法の変更による遅れが4件、1億4,602万7,000円、地元との調整に日時を要したものが3件、1億9,618万2,000円、その他が1件、6,500万円となっております。

なお、8ページから11ページに、各事業の事故繰越の理由を記載しております。

今回、事故繰越が増加した主な要因といたしましては、区画整理工事において、工事現場へ向かう市道沿いの牛舎所有者から、基盤造成作業や通行車両の騒音による牛への影響を理由に防音対策を求められ、対策工法の検討と仮設工事が必要となったことにより不測の日数を要したため、工事の年度内完了が困難となっております。

なお、事故繰越となった事業につきましては、全て福岡財務支局との協議は済んでおり、事故繰越の承認をいただいております。

今後は、残る事業の早期完了に向けて、最大限努力してまいります。

以上で説明を終わります。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりしましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【虎島委員】 私は、一般会計補正予算の減額について、ご質問いたします。全体的に見ますと、1,000万円を超えるような大きな額の減額が散見されております。例えば、30ページ、病害虫

防除対策費4,600万円、同じく36ページにも、同様の対策費で7,600万円、また次のページ、農業次世代人材投資事業費のところでも6,000万円弱、そして畜産クラスター構築事業費が4億円といった具合で大きな額の変更があります。工事等に伴うものは、昨今の情勢等において、致し方ないとは思いますが、各事業の主なものについて、この減額の理由をご説明いただければと思います。

【峰松農政課長】 専決額で1,000万円を超えるものにつきまして、その理由をお尋ねがあったものと承知しております。農水経済分科会説明資料、農林部、横長の3ページをご覧くださいんですけども、こちらに3月補正予算専決の各課別の総括表を掲載しております。この表中右側の歳出欄中央に補正額というものを計上しておりますけれども、この内訳といたしまして1,000万円以上の専決補正を行った事業のうち、主な事業について、その理由を担当課ごとにご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、農政課でございますが、27ページ中段、2の、新農政推進費のうち、構造改善加速化支援事業費、こちらで2,104万5,000円を減額しております。これは農林業の振興、あるいは農山村集落の維持活性化の推進に必要な生産施設あるいは農業機械、こういった整備に対しまして、原則といたしまして、国の事業で補助対象とならない取組を支援する事業でございますが、令和5年度実績16事業ございまして、今回、2月補正の予算編成作業後に、ハウス、農業機械の入札などで実績見込み等により減額したものでございます。

また、29ページの最下段、農業構造改善促進費、このうち農村地域定住促進対策費において、3,554万8,000円を減額しております。これは農

業者あるいは地域の皆さんの協議で策定される地域の将来の農地利用の姿を明確にした地域計画というものがございまして、この地域計画において、将来中心となる経営体として位置づけられた認定農業者などの農業用機械の導入、あるいは農業用施設の設置等に対して支援される国庫の事業でございます。この減額につきましては、主なものは、昨年度も補正予算で実施された事業について、本県からも応募をしたんですけども、採択されなかったものについて、約3,125万円減額をしたものが、主な減額の理由となっております。

農政課については、以上でございます。

【三溝農業イノベーション推進室長】 農業イノベーション推進室の所管事業について、お答えします。

30ページ目の中段の9、植物防疫費のうち、病虫害防除対策費において、4,664万9,000円を減額しております。この予算は、重要病虫害の発生調査及び侵入害虫の早期発見、防除により、蔓延防止などを図るものでございます。今回、温州みかんなどに深刻な被害を与える侵入害虫のミカンコミバエの発生に備え、その防除等に必要な経費を計上しておりましたが、発生がなかったため、専決の減といたしました。

【居村農山村振興課長】 それでは、36ページの病虫害防除対策費の7,650万8,000円の減額補正について、ご説明をいたします。

これは鳥獣被害防止対策に係る国庫事業等の事業費減に伴う補正でありまして、防護柵の事業の入札減とイノシシ等の捕獲事業の実績減によるものでございます。特に、捕獲事業につきましては、3月末までの捕獲頭数に応じて交付金が支出されております。県としましては、市

町の捕獲計画に基づき必要な予算を確保しておりましたけれども、最終的に捕獲の実績が下回ったため、今回、減額するものでございます。

【酒井農業経営課長】農業経営課関係の事業について、ご説明いたします。

資料37ページでございます。

農業次世代人材投資事業費年間所要見込みに基づく補正が5,908万7,000円の減額としております。この要因といたしましては、この事業につきましては、就農準備及び就農直後から経営が安定するまでの期間に資金が交付されるものと、併せまして、就農後の経営発展のための機械等の導入に対する支援を行う事業でございます。この事業の国からの追加要望調査が11月にございまして、各市町に要望調査をかけたところでございます。当初の不用額については、可能な限り2月補正で減額をしたところでございますが、年度途中の就農等がある可能性がございましたので、ある程度、予算を残していたところでございましたが、最終的には追加要望が出てこなかったということで、この額について減額補正をお願いしているところでございます。

次のページをお願いします。

中段の農地中間管理機構事業促進対策費でございます。2,868万7,000円を減額しております。この事業につきましては、中間管理事業を推進する事業でございます。その減額の要因につきましては、事業を円滑に推進するために、中間管理機構に農地相談員を新たに9名雇うことで予算計上しておりました。しかしながら、人材が見つからずに、9名中、最終的には4名しか雇用ができなかったということで、5名分が不用額になりました。できるだけ雇用をしたいということで、年度末まで募集をかけていた関係

でございまして、最終的にこの額を専決で減額させていただきたいというふうに考えているところでございます。

【山下農産園芸課長】農産園芸課関係について、ご説明させていただきます。

まず、42ページ下段、7の園芸振興費のうち、産地総合整備費において、7,009万7,000円を減額させていただいております。この事業につきましては、国の強い農業づくり総合支援交付金や産地生産基盤パワーアップ事業などを用いまして、共同利用施設やリースハウスの整備、機械のリース導入などを支援する事業となっております。こちらについては、事業の精査、入札などによる実績見込みにより減額したものとなっております。

次に、43ページ中段の価格安定対策費についてですが、こちらについて7,773万4,000円を減額させていただいております。こちらの事業は、野菜の計画的な生産、出荷により、価格の安定と国民への安定供給を図ることを目的とした野菜価格安定事業に係るもので、国、県、生産者が事業区分ごとに定められた割合に基づき負担し、造成した資金により、野菜の価格が一定水準以下に下落した場合などに、生産者に支援するものとなっております。こちらについては、本年度に県が負担すべき金額、そちらの実績見込みに伴い、減額したものとなっております。

【富永畜産課長】畜産課からご説明いたします。

まず、資料の51ページ、上から2段目の畜産クラスター構築事業費におきまして、4億1,626万2,000円を減額するもので、主な内容は、畜産クラスター事業で整備する2件が事業中止になったことによるものです。

次に、52ページ、3、家畜保健衛生費の下段の家畜伝染病予防対策費におきまして、1,557

万5,000円を減額しております。減額の主なものは、家畜伝染病の発生を想定した消毒用資材などの購入に関わる予算が不要となったものであります。

【吉田農村整備課長】農村整備課で減額が大きい上位2つの事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

56ページの中段、農業施設災害復旧費の欄をご覧ください。上位2事業いずれも災害復旧事業費となっております。5年災害復旧事業費が2億329万円の減、3年災害復旧事業費が1億2,860万8,000円の減額となっております。このうち、5年災害復旧事業費の減につきましては、当初予算編成におきまして、直近5か年の査定額と平均値見込みで計上しては、災害が少なかったことによる事業費減となったものでございます。次に、3年災害復旧事業費につきましては、諫早市と波佐見町での復旧工事の実施に当たりまして、入札の不調・不落が続き、執行が進まなかったことにより、予算を減じるものでございます。

【松尾森林整備室長】森林整備室関係の予算について、ご説明いたします。

61ページをご覧ください。

2の林業振興費のうちの最上段になりますけれども、森林整備地域活動支援事業費におきまして、1,222万6,000円を減額させていただきます。この事業は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、適切な森林整備の推進を図る事業でありまして、間伐とか、作業道の開設などに対し支援する国庫補助事業でございます。今回の減額につきましては、想定より事業単価が減りましたことで、実績が減額となったものでございます。

続きまして、66ページをご覧ください。

5の治山費ですけれども、最下段、自然災害防止費におきまして、4,860万9,000円を減額させていただきます。この事業は、国の補助の対象とならない災害危険地において、災害により荒廃した森林を県営により復旧し、災害発生を防止するための対策を実施するものでございます。3月末までの災害応急対策として計上していたものでございまして、今回の減額は、事業精算による所要額の減とか、あとは保留分の減額によるものでございます。

【永田林政課長】私の方から、林政課分について、ご説明いたします。

77ページをご覧ください。

長崎県県営林特別会計における専決補正の状況について、ご説明いたします。

県営の特別会計では、県が管理、経営をする県営林において、主に搬出間伐の事業を行っているところでございます。

81ページをご覧ください。

表中頃の県営林事業において、搬出間伐等によって得られた木材の売払い収入を間伐事業の国庫補助残に想定よりも多く充てざるを得なくなったということによりまして、土地使用者に支払う分収交付金が減額になったというものでございます。

【虎島委員】ご説明ありがとうございました。それぞれいろんな理由があって、こういった減額につながっていると理解いたしました。

災害であるとかいうところは、減っているのは非常に喜ばしい部分でありますけれども、1点、51ページ、畜産クラスターの件で、事業が中止になったというご説明がありましたけれども、話せる範囲で結構ですので、もう少し内容をお教えいただければと思います。

【富永畜産課長】畜産クラスター構築事業の事

業費減の詳細につきまして、お答えいたします。

まず、今回2件ありまして、1件目につきましては、大村市の肉用牛の肥育農家が、堆肥の発酵処理施設とバイオマスボイラーを整備する計画がありましたけれども、配合飼料価格の高止まり、それから枝肉価格の下落、さらに当初想定した以上に、建設資材の高騰がありまして、事業を中止し、令和6年2月、事業辞退に至ったものでございます。この事業が3億8,766万8,000円となっております。

2件目につきましては、南島原市の肉用牛の繁殖農家が牛舎と堆肥舎を整備する計画がございましたが、従業員の継続雇用ができなくなり、これにより労働力不足となったため、規模拡大を断念し、事業中止に至ったものでございます。この金額が2,780万3,000円となっております。事業費を含め合計で4億1,626万2,000円となっております。

畜産の市況が回復した時には、また事業を改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

【虎島委員】 ありがとうございます。

継続的なご支援を、どうぞよろしくお願いたします。

もう一つだけ、29ページ、農政課の強い農業づくり対策費というところで、国にチャレンジしたけれども取れなかったというご説明だったと思いますけれども、取れなかった理由と、またチャレンジをされるのかといったところをお聞かせいただければと思います。

【峰松農政課長】この国庫事業につきましては、毎年、補正予算で対応されている事業になりますけれども、全国的にも非常に応募数の多い事業になっておりまして、その要件といたしますのが、経営体において要件を満たす時に、ポイン

ト制になっておりまして、そのポイントの高い方から採択がされたものと考えております。

今後は、現場の方の指導等も含めて、ポイントが上がるような形で支援をしていきたいと考えております。

【虎島委員】 ありがとうございます。

ポイント制ということで、ちょっと強めの方が、さらに上に上がるということですね。底上げというのが必要かと思っておりますので、そこもしっかりとお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山口委員】 おはようございます。

今、補正のマイナスの関係について、ずっとそれぞれ各課からご説明いただきましたが、ずっと見ていきますと、今回は、ほとんどがマイナス補正なんですね。だけど、その中に一部、プラスの補正が組まれてありまして、そのことについて、特に全体の中でちらっと目立ちますので、ご説明をいただきたいと思いますが、まず畜産課、15ページの財産収入、250万4,000円がプラスで補正されてあるのですが、よく見ると、直接検定終了牛等売払収入というふうに記載がございますけれども、大体書いてあることでわかるのですが、きちっとわかっていないのが、直接検定終了牛とはどういうものかというのが疑問としてありますので、お答えをいただきたいと思います。

それから、歳入で、農村整備課の分担金の補正で、これもプラス補正なのですが、農業農村整備事業に係る分担金が1,106万円プラス補正となっております。

この2つ、ご答弁いただきたいと思います。

【富永畜産課長】直接検定牛のお尋ねでございますけれども、こちらの方は長崎県肉用牛改良

センターが造成をしております種牛の候補牛を、実質、体型、体重、そういった基準を設けまして検査をいたしまして、その中で優れた牛を選抜するというもので、そこから漏れた牛につきましては、肥育をしまして肉にしておりますので、その財産収入が少し上がったというようなことでございます。

【吉田農村整備課長】農村整備課関係の土地改良事業の分担金徴収の増につきましてでございますけれども、基幹水利施設のストックマネジメント事業、俗にストマネ事業と申しますけれども、施設の更新整備する事業において、分担金と負担金と、地元からお金を取る仕組みがありますけれども、当初、負担金ということで計上していたんですけれども、今回、ストマネ事業を実施するに当たって、県営で行うものにつきましては、土地改良法の法手続を取ってやると、これは同意徴集を取って、しっかりやるという土地改良法に基づいた手続になるんですけれども、県営事業で行うものにつきましては、この土地改良法に基づく手続を踏むということで、仕組み方を若干変えたところがございますので、その分、当初、負担金で計上したものを分担金として計上し直したということであります。トータルの地元からの負担を頂くものについての額の増減というのは、基本的にはございません。

【山口委員】ありがとうございました。

特別会計の方でも1つ、林政課の方にお尋ねしますけれども、ここにも財産売払収入ですから、不動産の売買が行われて、その収入として計上されているのだと思いますが、647万8,000円、どういう事業で、この時期にそういうものが発生するのか。それと、雑入の関係でも、これは79ページになるのですが、僅かですが16万

9,000円、これは立ち木の売払いということですから、関連する作業に基づくものかなと推測はするわけなんですけど、どういうものなのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

【永田林政課長】ご質問がありました県営林特別会計のページで言うと78ページの下段のところは財産売払収入というのがございまして、647万8,000円増ということになっています。この分につきましては、2月補正を想定していた時期、12月ぐらいなんですけれども、その時期で、売れるであろう木材の材積を想定しています。まず、この分については、事業による間伐材の収入という形になります。間伐材の収入になりますけれども、その材積が一定増えたということと、あと品質によって、いわゆる製材用であるとか、合板用、バイオマス用とか、単価が変わってきます。それで、例えば、製材用の率が上がれば、同じ材積でも高く売れるということで、間伐材の売払いが増えたということが78ページでございます。

もう一つ、79ページの雑入ということになりますけれども、その下から2段目のところに書いています工事等に伴う立木補償金という形で、例えば、道路を造るとかいった時に、県営林をどうしても触らざるを得ないと。そこに立ち木が立っていて、それを伐採するものの補償金ということで、雑入という形で入れさせていただいているところでございます。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分及び報告第4号乃至報告第6号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおりそれぞれ承認すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、農林部長より所管事項説明を求めます。

【渋谷農林部長】 農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料、農林部の2ページ目をお開きください。

まず、農林部関係の議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

契約の締結の一部変更についてでございます。

令和4年9月定例会で可決された川棚西部地区第2橋梁上部工事において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として去る5月28日付けで専決処分をいたしました。これは、別発注の橋脚工事において、本工事の施工に必要なとなる重機の作業ヤードを確保するための地山掘削の際、当初の地質調査では想定されなかつ

た風化による地質が露出し法面崩壊の恐れがあることから、施工計画を見直して、クレーンの規格を大型のものに変更する必要が生じたため、請負代金額を8億1,912万7,100円から3,855万2,800円増額し、8億5,767万9,900円に変更させていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料、農林部及び同資料の追加1を併せてご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、農林技術開発センター及び農業大学校の施設整備について、新規就農者の確保について、農業分野における特定技能外国人材の受入について、農林産物輸出の取組について、佐賀県での野生イノシシの豚熱発生に伴う防疫対応について、令和5年度農業農村整備優良地区コンクールの農林水産大臣賞受賞について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、諫早湾干拓農地の利用権設定について、県営林第14次経営計画の策定について、「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組についてであります。

そのうち、主な事項につきまして、ご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の3ページ目をご覧ください。

新規就農者の確保についてでございます。

新規就農者の確保につきましては、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の目標として毎年313名の確保を掲げ、取組を進めているところです。

令和5年度におきましては、就農までのワンストップ相談窓口としてサポートする「長崎県新規就農相談センター」による東京や大阪、オ

オンラインでの就農相談会の開催、産地とJAが就農希望者を受け入れる「産地主導型就農ルート」の取組における県下全てのJAでの研修機関の立ち上げなどに取り組みました。

その結果、令和5年度は、活性化計画の基準年となる平成30年と比較して48名増加となる280名を確保することができましたが、目標達成には至りませんでした。

このため、県としましては、「産地主導型就農ルート」に取り組むJA担当者や受入農家のスキルアップ研修会の開催や、就農研修生の準備状況に応じ技術習得支援研修期間を柔軟に設定できるよう改善するほか、「ながさき就農支援ポータルサイト」を活用した情報発信や、就農希望者へ農地や中古機械等を紹介するなどの支援体制の強化に取り組み、新規就農者の更なる確保につなげてまいります。

続いて、同じく3ページ目下段の農業分野における特定技能外国人材の受入についてでございます。

本県では、農業分野の労力不足に対応するため、長崎県及び民間派遣会社、JAグループの共同出資により「株式会社エヌ」を設立し、令和元年12月から農業分野へ特定技能外国人材を派遣する労力支援サービスを開始しました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限が緩和された令和4年3月以降、周年派遣に加え、農繁期の11月から6月は県内で、農閑期の7月から10月は長野県や北海道など他産地で就労するリレー派遣に取り組んだ結果、令和6年5月15日現在、カンボジアやインドネシアなどから231名が県内外の農業、漁業の現場で就労しており、さらに44名が在留資格申請など入国に向けた審査手続きを進めているところです。

県としましては、今後も「株式会社エヌ」に

よる外国人材の確保と派遣が円滑に進むよう関係機関と連携し、生活環境及び労働環境の改善や、リレー派遣地域を拡大することで外国人材の受入を推進し、本県農業者のニーズに即した労働力の確保を図り、産地の維持拡大や農業者の規模拡大、所得向上につなげてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料（追加1）の2ページ目をご覧ください。

佐賀県での野生イノシシの豚熱発生に伴う防疫対応についてでございます。

去る6月6日、佐賀県唐津市において捕獲された野生イノシシ2頭から、九州で初めての野生イノシシの豚熱感染が確認され、翌7日には、さらに2頭の感染が確認されました。

県としましては、直ちに県内全養豚農家65経営体に対して、本事案の周知と聞き取り調査を行い、飼養している豚に異状がないことを確認するとともに、養豚関係団体を参集し、長崎県豚熱防疫対策会議を開催して、飼養衛生管理基準の遵守、消毒の徹底などまん延防止に向けた防疫対策の徹底をお願いしたところです。

なお、県内で飼養する全ての豚については豚熱ワクチン接種が完了しているため、国の防疫指針に従い、今回の事案発生に伴う制限区域や消毒ポイントは設定しておりません。

養豚場に対する具体的な防疫対策として、まず、野生動物の侵入防止のため、家畜保健衛生所等が防護柵の破損の有無について全養豚場で現地を確認し、必要な指導を行っております。また、消毒の強化を図るため、6月14日から消石灰を全農場に配布し、順次、散布状況を確認しております。

さらに、従来から実施している野生イノシシの豚熱検査を強化するため、佐賀県境を有する4市3町で6月から9月の4カ月間において、月60

頭を目標に検査を実施することとしております。

そのほか、本県が野生イノシシに対する経口ワクチン散布推奨地域として国に指定された場合は、速やかにワクチン散布が実施できるよう、現在準備を進めているところです。

今後とも、農場に対し飼養衛生管理基準の遵守などの発生防止対策の徹底を指導するとともに、市町や関係団体等の皆様と連携しながら、最大限の危機意識を持って、県内での発生防止に全力を注いでまいります。

次いで、農水経済委員会関係議案説明資料の5ページ目中段をご覧ください。

令和5年度農業農村整備優良地区コンクールの農林水産大臣賞受賞についてでございます。

去る3月26日、全国土地改良事業団体連合会主催の「令和5年度農業農村整備優良地区コンクール 農業振興部門」において、雲仙市の山田原第2地区が農林水産大臣賞を受賞されました。

当該コンクールは、農業農村整備事業を契機として、豊かで競争力のある農業や美しく活力ある農村の実現に取り組んでいる地区を表彰するものであり、県内では、平成30年度以来の農林水産大臣賞受賞となります。

今回の受賞は、山田原第2地区が基盤整備事業とともにブランド野菜「雲仙ブロッコリー」の生産拡大に取り組まれたことや、真空予冷装置、製氷機、自動選別機などを備えた総合出荷場の整備により、規模拡大と高品質、長期安定出荷を実現したこと、さらには、同地区において、平成28年から令和3年までの6年間に新たに8名が就農するなど、若手就農者が地域に定着したことで、同地区に隣接する小学校の児童数が増加したことなど、農地の基盤整備と一体となった地域ぐるみの取組が高く評価されたもの

であります。

県としましては、このような取組を各地域にも広げることで、農業所得の向上と農村地域の活性化を図ってまいります。

最後に、6ページ目の諫早湾干拓事業の開門問題等についてでございます。

去る5月12日、坂本農林水産大臣が来県され、諫早湾干拓事業の現地視察が行われました。

先ず、坂本大臣から、今回の視察により、これからも諫早湾干拓地での農業、背後地の防災がしっかりできるような政策を遂行していきたいとお話がありました。

続いて、知事から、諫早湾干拓事業の効果について説明させていただき、事業完成後は、高潮・洪水に対する防災機能の強化が発揮され、地元住民の方々から大変評価をいただいていること、諫早湾干拓地では環境保全型農業が進められ、背後地も排水不良が改善したことにより畑作が拡大していることについて説明いたしました。

併せて、令和5年の大臣談話を踏まえて、海域特性に応じた効果的な水産振興策や環境改善対策等を実施して、真の有明海再生を目指していただくよう、要望したところであります。

次に、諫早湾干拓農地の利用権の再設定が認められなかった営農者らが、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましては、4月17日、福岡高等裁判所から判決が言い渡され、営農者側の請求が棄却されました。営農者側は、これを不服として、最高裁に上訴をしているところであります。

また、農業振興公社が諫早湾干拓農地の利用権の再設定を認めなかった営農者に対して、農

地の明渡し等を求めて提訴した土地明渡し等請求訴訟、及び公社がやむを得ず支払った土地改良賦課金相当額の賠償を求めて提訴した賦課金訴訟につきましては、2月22日に、福岡高等裁判所から農業振興公社の請求を認める判決が言い渡されており、営農者側は、これを不服として、最高裁に上訴しているところであります。

県といたしましては、引き続き、弁護士、国、農業振興公社と連携しながら適切に対処してまいります。

次に、平成22年3月及び平成23年3月に一部の漁業者が開門を求めて提訴した長崎第2次・第3次開門訴訟につきましては、4月24日、最高裁判所が、開門を求める方々の上告を棄却し、上告審として受理しない旨を決定いたしました。これにより、開門を認めないとした昨年3月28日の福岡高等裁判所の控訴審判決が確定いたしました。

さらに、平成29年4月に一部の漁業者が開門を求めて提訴した長崎4次開門請求訴訟につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、5月20日に弁論準備期日が行われました。

県としましては、引き続き訴訟の推移を見極めつつ、開門しない方向で真の有明海再生に向けた取組が進むよう、県議会や関係者の皆様とともに適切に対処してまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【峰松農政課長】まず、「政策等決定過程の透

明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料についてご説明をいたします。

農水経済委員会提出資料、農林部、資料2ページをご覧ください。

補助金の内示状況につきまして、令和6年2月から5月までの実績についてご説明をいたします。

直接補助金につきましては、2ページから32ページに記載の長崎県農業委員会交付金等など301件でございます。

また、間接補助金は、33ページから43ページに記載のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金など118件であり、直接補助金と間接補助金の合計は419件でございます。

次に、資料の44ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和6年2月から5月までの実績について、ご説明をいたします。

まず、公共事業以外の委託につきましては、44ページに記載の長崎和牛消費回復対策事業業務など7件でございます。

次に、公共事業に係る委託につきましては、45ページに記載の14件であり、それらの委託に関する入札結果一覧表を46ページから67ページに添付しております。

次に、68ページをお開きください。

公共事業に係る工事につきましては、68ページから70ページに記載の47件でありまして、71ページから145ページに、その入札結果一覧表を添付しております。

続きまして、資料146ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令

和6年2月から5月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、146ページから169ページに県の対応を記載しております。

続きまして、農水経済委員会補足説明資料(追加1)(農林部)の2ページをご覧ください。

6月中旬に実施いたしました令和7年度政府施策に関する提案・要望について、農林部関係の要望結果をご説明いたします。

農林部関係におきましては、国営諫早湾干拓事業、生産資材等価格高騰対策、農業生産・流通基盤整備の促進の3項目につきまして、知事、議長、農林部長により、自由民主党、公明党、農林水産省に対し要望を行いました。

このうち、生産資材等価格高騰対策につきましては、燃油及び生産資材の価格高騰に対するセーフティーネットやコスト上昇への対策、生産資材の安定確保などの予算を十分に確保するとともに、必要な施策を講じていただくよう、舞立農林水産大臣政務官に対し強く要望を行ったところ、今後の生産資材価格の動向を注視しながら必要な対応を進めたいとのご意見をいただきました。

以上、農林部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き国への働きかけ等を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。対象の陳情番号は、4番、5番、7番、10番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堤委員】 佐々町から出ている要望の6番、ため池整備促進について、お尋ねをします。農業用ため池、各地にありますけれども、私も以前、大きいため池も堤体が崩れかかっていたり、いろいろこれが決壊すると、下の田畑や住宅、道路などに大きな影響があるということで工事をされて、そしてその期間、例えば米作りを停止したりとか、そういう大がかりな工事現場などを視察させていただいたことがあるんですけども、そういう大きいため池だけではなくて、小規模のため池が各地にあって、それが大雨や、それから老朽化して決壊をすると大変な被害になるということが考えられます。

この中で、防災重点農業用ため池について、早期に防災工事に着手できるよう特段のご配慮をお願いしたいという内容になっているわけですけども、こういったあちこちにあるため池の整備について、県としてのお考えをお尋ねします。

【吉田農村整備課長】 委員おっしゃられるように、農村地域の防災・減災対策を進めていく上では、上流域にあるため池の改修を計画的に進める必要があるかと思っております。このため、国におかれまして、令和2年に議員立法で、ため池工事特措法という法律を制定されたんですけども、その中で、下流域に住宅や公共施設等の決壊すると大きな被害を及ぼす地域にあるため池を防災重点ため池として、劣化状況とか、地震耐性等の調査を行いながら、防災工事が必要なものであれば、緊急的に整備するような法律が制定をされております。

本県におきましても、このため池工事特措法に基づきまして、本県では、ため池全体の数が2,881あります。この中で、防災重点ため池と指定しているものは719か所ありまして、先ほど

ご説明しましたように、ため池工事特措法に基づいて、劣化状況の調査を本年度末で終わるようにしております。その結果をもちまして、防災工事が必要な箇所を抽出して、その劣化状況の優先度の状況を見ながら、整備計画をつくって計画的に整備を進めていこうと考えているところでございます。

【堤委員】 ありがとうございます。

今年度中に調査は終了するというので、その結果を見て、優先順位をつけながら、緊急に急いで整備をしなければいけないところからしっかり取り組んでいただきたいと思います。

このため池の安全性に関わって、農業用ため池をこれまで米を作っていた農業者が整備をしていたものが、例えば、その下に住宅がどんどん建って行って、米作りから撤退する農家も増えて、その地域でもう1軒とか2軒しか米を作っていない。そうしますと、農業者がそれまでそのため池の周りの草刈りだったり、樹木の伐採、あるいは土砂が流れ込んだ時の整備、そういったものをしてきたものが、関係する人が非常に少なくなって、しかも高齢化をして、なかなかこれを維持するのが難しい。もう米を作るのはやめようというふうになっていますというお声を聞くわけですけれども、そういった場合に、米作りに関わるため池の利用者がそういったところを整備すべきなのか、行政に働きかけても、なかなかそこが取り組んでもらえないというようなこともお聞きするんですけれども、その点については、いかがでしょうか。

【吉田農村整備課長】おっしゃるように、現在、農村地域に関わる農業者の方の高齢化というのが進んでおりまして、ため池に限らず、土地改良施設を含めて、管理というのが非常に負担になっているというのが現状でございます。

そういう中で、ため池の整備において、管理する人が少なくなってきたというものにつきまして、基本的には、先ほど申しましたため池工事特措法の中で、これまでは、ため池の整備に関しましては、関係する水利組合とか、関係する農家の方が一定の負担をいただくというようなことで整備をしてきたところでございますけれども、ため池工事特措法に基づく防重ため池の整備に当たっては、その農家負担分を県及び市町が負担するというので、農家負担ゼロで実施することができます。

加えて、県だけが行うのではなくて、受益面積が2ヘクタール以上のものを県営として行う、2ヘクタール未満のものにつきましては市町が事業主体として行うということで、それぞれ県と市町が役割分担をしながら整備を進めていくように考えております。

【堤委員】 ありがとうございます。

小規模なところは市町が取り組むということで、そのところが本当に小さいところのため池の水を利用している農家さんが、なかなかうまくいきませんというようなことをおっしゃるわけです。そういうものが県内にたくさんあるんだと思うんですけれども、そういった農家が米を作ることから撤退しなくて済むような支援体制というものを市町皆さんと共に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質問がないようですので、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大倉委員】おはようございます。

私からは、議案外の追加の資料の野生イノシシの豚熱消毒強化に関する項目をご質問いたします。

現在、本県で飼養されている豚には豚熱の感染確認がないということで、ワクチン接種も完了している、消毒も徹底されているということで、これは防疫体制がしっかりと取られているということで認識をしております。

今のところは安心できる状態だと思えますが、そういう中で、佐賀県の野生のイノシシへの豚熱の感染状況、ここにも書いていただいているんですけれども、佐賀県の唐津市で、6月6日に2頭が感染、翌日にも2頭が感染と、ここでは合わせて4頭が確認されているという記述があるのですが、その後の感染状況の変化などがございましたら、教えてください。

【富永畜産課長】佐賀県の野生イノシシの感染についてのお尋ねですけれども、現在、6月6日の初発からこれまで、6例の感染が確認をされております。発生場所では、先ほどありました1例目から4例目が唐津市、5例目と6例目が玄海町でございまして、全頭、最初の確認地点から

半径10キロ以内で確認をされております。

【大倉委員】最初の4頭プラス2例、玄海町で先週確認されて、全部で6例、6頭ということですね。承知しました。じわりと隣県で拡大しているという印象を受けています。

本県としても、いざという時に野生イノシシにワクチン散布というものが必要だと思っているわけなんですけれども、その散布のために準備を進めているとは思いますが、去年、協議会が設立されたと聞いています。今こういう状況ですから、その協議会がどのように今、会議をしているのかとか、今後の協議会の方向性、そのあたりはどうなっていくのかというのを教えてください。

【富永畜産課長】協議会の設立につきましては、令和5年10月31日に、長崎県野生イノシシ経口ワクチン協議会を設立しております。協議会の構成には、県、市町、長崎県猟友会、長崎県森林組合連合会、長崎県畜産協会、長崎県養豚協会となっております。

それから、これからの取組でございすけれども、7月12日に協議会を開催しまして、具体的な経口ワクチンの散布作業の実施方法などにつきまして協議を行う予定でありまして、関係者で連携を取って、効率的かつ効果的な散布に努めてまいりたいというふうに考えております。特に、佐賀県で野生イノシシが確認されましたので、具体的な手順を示して実践していきたいという計画をやっていきたいと思っております。

【大倉委員】7月12日に協議会を開催予定ということで、散布計画とか、今後の方向性など、具体的に詰めていくということで、よろしくお願いたします。

もちろん、豚熱感染が野生イノシシに確認されないことが一番いいんですけれども、された

場合は、散布ということにつながっていくと思うのですが、ただ国から、経口ワクチン散布推奨地域に指定される必要性があるわけですね。本県は、今のところ感染したイノシシが確認されていないので、当然指定はされていないわけですね。ただ、佐賀県は、確認されていますから、指定されているわけです。

そういった中で、今回の6例の事案が確認されたわけで、佐賀県では、ワクチン散布はいつ、どの程度の範囲で、どのように行われていたのか、その辺の情報はございますか。

【富永畜産課長】佐賀県の経口ワクチンの散布状況について、お答えいたします。佐賀県では、6月13日と14日に実施をいたしております。これは確認地点の半径2キロメートル地域を中心としました唐津市のエリアに、両日で、国から1,600個提供されましたので、その1,200個を散布しております。それから、半径2キロメートルから10キロメートルの地域を中心とした唐津市の西側、北側に当たる玄海町、南側に当たる伊万里市のエリアに400個を散布しております。これで両日の合計で、散布量は1,600個散布しているということになっております。

【大倉委員】つまり、佐賀県でワクチン散布をしている中でも、感染が全く抑え切れているわけではないということが見えてくると思うんです。

これから先、本県としても、野生イノシシの豚熱検査を強化していくということで、非常に心強いと思っております。4市3町で月60頭ということですが、これからの季節は検査強化が必要になってくる時期なんですよ。というのも、要は、今の時期、5月から6月というのは野生イノシシの出産シーズンに入ります。つまり、野生イノシシが増殖してくるわけです。

加えて、そういった若いイノシシにワクチン散布をしたとしても、若いイノシシというのは免疫がしっかりありまして、ワクチン株を攻撃するという力があるわけです。つまり、ワクチン株が定着しにくいという状況です。そういった中で、仮に本県で野生イノシシに豚熱が感染確認された場合、要は、ワクチン散布を今しても、効果がそれほどないかもしれないわけです。もう少し時期を置いて、それこそこの検査強化が終わる9月ぐらい、秋から冬にかけてのワクチン散布の方が効果的だと思われるわけです。

そう考えれば、何度も言いますが、感染していないにこしたことはないんですけども、仮に感染が見つかった場合、検査強化の実施期間が終わる9月と書いています。見つかった場合は、できれば9月ぐらいに散布をしたいところではあるんです。そのあたりの想定をしながらぜひ準備をしていただきたいと思いますけれども、そのあたりのご見解を教えてください。

【富永畜産課長】委員ご懸念の経口ワクチンの散布についてなんですけれども、こちらは農林水産省の方が、イノシシへのウイルスの浸潤状況等を考慮して、イノシシの専門家などの意見を聞いた上で、発生して、それが蔓延防止につながると判断された場合に、散布地域に指定をされます。今回、まだ指定はされていないので、散布については、その散布体制を準備しなければいけないと考えておりますけれども、先ほど委員おっしゃったように、秋から冬場の散布が効果的なことにつきましては、野生のイノシシの出産シーズンが5月から6月がピークを迎えます。生まれたばかりのイノシシは、生まれてから5か月齢ほど哺乳期の時期にありまして、経口ワクチンを食べないとされておりまして、こ

のことから、出産ピークの期間に生まれたイノシシが約5か月間を経過した秋から冬場にかけてが、効果的かつ効率的な散布時期というふうに考えております。

【大倉委員】まさにそうなんですよね。ですから、その時期をしっかりとらまえて準備をすることが必要ですし、もっと言うと、今の期間、6月から9月までのこの4か月間の検査強化、これが非常に大切になってくると思うんです。結果、何とか豚熱感染ゼロで抑え込んで、いざという時に効果的にワクチン散布ができるような、そういう体制をぜひ整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、もう一つの案件についてもご質問します。農林技術開発センター及び農業大学の一体化の整備に関してなんですけれども、本館の建築概要とか、具体的な事業スケジュールをお示しいただきました。イメージも湧いてきました。ありがとうございます。

特に、農業大学の学びの中身について伺いたいんですけれども、将来の農林業を引っ張っていくここの学生たち、人材育成の観点からも、そういった拠点校となるという意味で期待が高まっていると思うのですが、現在は、園芸学科と畜産学科、2つあると思います。そもそも園芸学科というのは、もともと3学科あったものが一つに統合されたわけなんですけれども、今後、一体化として整備されていく中で、新たに学科の新設とか、コースの新設、そういった変更などは予定されているのでしょうか。

【酒井農業経営課長】委員ご質問の学科については、おっしゃるとおり、令和4年に先行して見直しを行っております。その見直しを行った理由としましては、今、入学生が、農業高校のみならず、普通高校からの入学生も大分増えて

きております。農業高校生であれば、農業について知っているもので、それぞれの学科、コースの内容というのはわかるんですけども、普通高校から入学する生徒は、野菜なのか、花なのか、果樹なのかというのは、入学前に選択するのが難しいということで、その関係で、園芸学科という形で見直しまして、その中のコースとして、野菜と花と果樹というものを設定しております。ですので、学科に入学しまして、その後に、実際学んでみて、どのコースに行くかというのは、生徒が選べるような制度をその時に取ったということでございます。

今後の話ですけれども、それが令和4年に見直しをしまして、2年ほどになっております。そして、施設整備を進めていく中で、こういった形でやった方が一番人材育成につながるのかというのは、今後検討していきたいと思っておりますが、現時点では、学科の見直しについては、予定していないところでございます。

【大倉委員】せっかく農林技術開発センターと一体化されるわけですから、専門性のより高い学科、コースであるとか、特色のあるもの、そういったものを新設してもいいんじゃないかと私は提案させていただきます。少子化というのがあるって、なかなか学科を新設するというのは簡単ではないと思うんですけども、専門性のある農業大学だからこそ、グローバル化人材の育成という意味でも、やはりそこは一步踏み込んで考えていただきたいと思います。例えば、令和9年の供用開始を待たずに、ソフト面の部分でも新しくしていく。つまり、建物ももちろん変わりますが、その前に、いろいろと中身をどんどんブラッシュアップしていくというのはいいんじゃないかということも併せて提案させていただきます。

そういう中で、資格取得に関してなんですけれども、今でも、危険物取扱者とか、大型特殊免許といった幅広く取れる学びの環境で、すばらしいなと思うんですけれども、そういった部分のさらに高度な免許取得にチャレンジできるような環境にもなっていくのでしょうか。

【酒井農業経営課長】今、農大の学生につきましては、様々な資格が取得できるようになっております。その一つとしまして、ドローンの資格が取得できるようになっております。このドローン資格につきましては、令和4年度から取得支援を行っているわけですが、ドローンの資格につきましては、基礎的なものと、その後、その上の専門的なものがございまして、例えば、撮影機材を搭載しまして撮影するようなものというのが基礎的なものになりますが、特に今、農業分野では、農薬の散布をするドローンというのが県内でも広く利用されております。この農薬散布するドローンにつきましては、専門の資格が必要になってきています。メーカーごとに資格を取得する必要性がございますので、現在は、基礎的なところを農業大学校で、あと卒業後に、実際そのような業務に従事する場合に、機種ごとの資格をそれぞれが取得するというようなことになっておりますが、今後は、この再編に伴いまして、そこまで農大の方でやるかどうかというのを現在検討中ございまして、できるだけ農業大学校の生徒が様々な資格を取得して、即戦力として現場で農業に従事していただくことを目指していきたいというふうに考えております。

【大倉委員】入学試験についても聞いておきたいんですけれども、これまでどおり、それも推薦があって、あと一般の1次、2次、その辺の変更点などはないのか、何か特色を持たせた、例

えば推薦入試の仕方に変えるとか、そういったところの検討はされる予定はありますか。

【酒井農業経営課長】委員おっしゃるとおり、今の入学の制度につきましては、推薦と、1次、2次という制度になっております。この入学試験の条件としましては、卒業後、県内において就農する強い意欲を有する者、または県内の農業関連産業に従事しようとする者が要件になっております。この要件がありまして、年齢については不問という形で、ですので農業を学ぶ意欲の高い方につきましては、年齢を問わず広く受け入れる体制を既に構築しておりますので、今回、この試験の方法を見直す予定は今のところございません。

【大倉委員】原則全寮制だと思うんですけれども、その寮も新しくなっていると聞きました。新しくなったことによって、今、学生たちの学びというのはどのような変化が訪れているのでしょうか。

【酒井農業経営課長】新寮が令和5年3月に稼働しました。この新寮の効果につきましては、それまでの古い寮から新しい寮になったということで、まず個室になったということと、ネット環境が整備されたというようなことがございます。そういったことで、学生に聞いてみますと、非常に快適になって、勉学に励める環境が整ったということで、非常に好評を得ているような状況でございます。そしてまた、この寮の建設が契機になったかはわかりませんが、ここ数年、定員に対して入学生が若干少なかったんですけれども、今年度につきましては、40名の定員に対して、39名の入学もあっているというような効果が出ているところでございます。

【大倉委員】ありがとうございます。

ここは次世代農業を担っていく学びの拠点校

として、大いに期待が高いと思うんです。ですから、建物も新しく一体化されるわけですから建物と同時に中身、ソフト面もどんどんコースも新設したり、新しい学科を加えたり、試験内容もちょっと工夫を凝らすとか、そういった部分でぜひハードプラスソフトも含めて、いろいろと前向きにチャレンジを進めていっていただきたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【虎島委員】私からは、外国人材の受入れについて、ご質問いたします。

先ほど部長の方から、「株式会社エヌ」の設立があって、外国人材の受入れが進んでいるという話をお伺いしましたけれども、実際、農業現場でどのくらいの需要があるのか、またそのバランス、規模感を教えていただければと思います。

【酒井農業経営課長】外国人材の活用の需要でございますが、若干古くはなるんですけれども、平成28年ぐらいに「エヌ」の立ち上げ前に各農家の需要を先見的に調査したところ、大体400名程度は活用してみたいというような需要はございました。

【虎島委員】400名の中で230名、これは漁業も含むんですね。ここに記載は、漁業の現場でも就労しているとありますが、まだまだ供給が不足しているという認識でよろしいでしょうか。

【酒井農業経営課長】先ほど申し上げました400名につきましては、例えば、忙しい時期の需要であったりというのを全体的に押しなべた時に400名ぐらいになっております。ですので、本県におきましては、11月から3月、4月、5月の冬場が農繁期になりまして、その時期につきましては非常に需要が高うございますが、7月

以降10月ぐらいまでが夏場、農閑期に入ってくるというようなことで、そこら辺はなかなか需要は少ないということがございまして、その時期に県外の方で就労していただきリレー派遣というのを現在、「エヌ」と連携しながら取組を進めているところでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。

様々な取組が今、実を結んでいるというふうに感じています。

先月、国の方で育成就労の制度が整ったとお聞きしています。実際始まるのはまだ先、2027年とも言われておりますけれども、農業、漁業の部分では、割とフレキシブルな対応ができるのかなというふうに期待はしているのですが、県としての感覚をお伺いします。

【酒井農業経営課長】育成就労につきましては、先般、法案審議が終了したということでお聞きしております。この制度につきましては、ご存じの現在行われている技能実習制度、これは研修を目的とした制度でございますが、実際の場面としましては、就労というような面が強いというような現状がございましたので、国において、就労を目的とした人材の育成というものを前面に出した育成就労制度というのが今般成立したというようなことでございます。

この育成就労につきましては、未習熟の外国人労働者を受け入れまして、即戦力とされる、今、「エヌ」の方で扱っております特定技能1号につなげるような人材育成をやっていくというふうなことでございますので、当然ながら、そういったものも使いながら、特定技能の方も活用しながら、県内の労力支援の解決策になればというふうに考えているところでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。

制度もしっかりと活用しながら、外国人材の



ただし、現実としては、猟師さんたちが感染しているイノシシだとわからないままに捕獲をして、それぞれ解体をしてという手順もないとは言えないわけなんです。そういう場合に、人体に対する影響があるのかなのか、教えていただけますか。

【富永畜産課長】 すみません、私は先ほど、豚の話をしていましたけれども、イノシシの説明を再度させていただきます。イノシシにつきましては、発生した10キロの範囲内で捕ったイノシシにつきましては、PCR検査というものを民間で受けていただきまして、陰性が陽性を判断して、陰性であれば、自家消費であれば食料として扱っていいというふうな国の指針になっております。

【中村(一)委員長】 人体に影響はないのかと。

【富永畜産課長】 人間にはかからない病気でございますので、安心していただいでよろしいかと思えます。

【山口委員】 基本的に、人間はあまり心配しない方がいいと。わかりました。

もう一点、全然違う話になりますけれども、諫早湾の干拓農地の利用の関係なんです、応募を今しているというご説明があっていますが、応募者がいない状況があると。そういう中で、再公募といえますか、再応募をするという状況なんです、その見通しはどう考えておられるのか、お伺いをします。

【安達諫早湾干拓課長】 諫早湾干拓の農地についてでございますけれども、小江の方の干拓地で、令和5年度、10.7ヘクタールの利用権の合意解除がございましたので、この圃場につきまして、公社において、4月26日から5月21日までの間、公募を行ってございました。現在のところは、もう締め切られて、公募は今のところはしてい

ないところでございますけれども、この公募について、最終的に応募はありませんでしたので、今、改めて掘り起こしに努めて、再公募をする予定でございます。

【山口委員】 わかりました。

あの広大なところに10町歩以上の農地が空くわけですね。そうしますと、黙っておくと雑草も生えますし、まさにイノシシのすみかになってしまうような状況、あそこではそう考えにくいところではありますけれども、いわゆる病害虫が発生するもとにもなりますし、そこをしっかりと管理しておかないと、全体の干拓農地に大きな影響を与えるんじゃないかと思うのですが、そこについてはどうお考えですか。

【安達諫早湾干拓課長】 ご指摘のとおり、諫早湾干拓農地で入植者がおられないということになりますと、そのまま放置しておきますと、雑草などが生えまして、ほかの農地に影響もあるというふうなことになるので、まず公社の方で、飼料作物ですとかの管理耕作などをして、早急に公募して次の入植者を選定したいというふうに考えております。

【山口委員】 次の方が決まるまでは、県でしっかり管理をして、次の方が使いやすいような状況をつくっておくことも大事ですから、ぜひよろしく願いしておきたいと思えます。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山村副委員長】 質問させていただきます。

1つ目は、漬物の食品衛生法の改定の関係で質問させていただきます。

直売所などで、いろんな漬物関係が売られていたと思うんですけれども、今年度6月から、きちっと許可制になりましたので、その対応といえますか、支援をどうやってきたのかとい

うのを教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

【居村農山村振興課長】委員からご指摘ございましたけれども、漬物製造に係る食品衛生法、令和3年の6月から改正はされたわけですが、この令和6年6月から、その猶予期間が終わりまして、完全に、営業許可がないと漬物製造ができなくなっているところでございます。

私どもといたしましては、農業者の所得向上とか、地産地消を推進する立場から、県内の農産物直売所、こういうところを対象に、いろんな直売所の研修とか、運営支援を行っているところでございます。今回の改正につきましても、こういった直売所のセミナーとか、あるいは振興局等を通じまして周知を図っておりまして、制度を所管する保健所等に何かあれば個別に相談、問合せをするよう促してきたところでございます。

【山村副委員長】ありがとうございます。

多分、漬物、はくさい、だいこんとか、今からできてくる分を今年度作るという方々も出てくるかと思しますので、その生産意欲がなくなるような支援というのをぜひお願いしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

もう一点、お願いします。2024年の運輸の輸送の問題です。

農業は、どうしてもトラックで輸送しなければいけないということになってくるかと思うんですけれども、もし今の時点で何か課題とかそういうふうなものを把握していれば、教えていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【山下農産園芸課長】農作物の輸送に関してですが、まず本県の主要な作物につきましては、大体秋から春にかけて出荷されるような内容になっております。いろいろJA等の関係者に話を

聞きますと、今年の春の部分につきましては、その前からの契約によって運ばれていることが多いということで、今後、次の作、秋以降に運ぶものについて、いろいろ影響が出てくるんじゃないかという話が出ていていると聞いております。具体的には、値上げとか、そういったものやってくれないかという話が出ていているというふうに伺っています。

実際、具体的な交渉というのはこれからというふうに聞いておりますので、どれぐらいの値上げとか、そういったものがわかるのは、さらにちょっと先かなというふうに考えております。

【山村副委員長】ありがとうございます。

ぜひ注視をしていただきたいというふうに思っています。農業者の方々の収入が減らないように、価格転嫁というのも将来的にはどうしても必要になってくるのかなというふうに思っていますので、県全体として考えていただければというふうに思っております。

続きまして、ため池の件で先ほど堤委員がお話をいただいたと思うんですけれども、農水経済委員会の現地調査の方で、先日、産業労働部の案件でため池のソーラーパネルを見させていただいたんですけれども、仕組み的には、維持管理費用を、場所を貸して、ため池の管理に充てるという形になっておりました。

先ほどお話しありましたとおり、かなりの数のため池が長崎県内にもありますし、私も公共施設の管理をしていましたけれども、維持管理費をどうやって捻出するかというのは、実は、すごく重要な問題で、恐らく、公的な資金だけでは足りてこないというのはもう現実的に見えてきているという中で、すごくいい仕組みじゃないのかなというふうに思いましたので、まだ長崎県内では実証事例はないと思うんですけれ

ども、今後検討していただきたいという思いも含めまして、今の考えをお聞かせいただければと思います。

【吉田農村整備課長】先ほどもありましたけれども、現在、ため池につきましても、地元の水利組合とか、市町が所有するため池がございまして、維持管理費に多大なお金とか労力を要しているのが現状でございます。そういう中で、先ほどご説明したように、農家さんの高齢化とか、減少というのが進んでいる状況ということで、ますます負担が増えているような状況です。

そういう中で、民間事業者による、ため池を活用した太陽光発電につきましても、その賃貸料を収入源として維持管理費に充てるとということについては、非常に効率的なものかと、有効な手段だとは私たちも思っております。

しかし、ため池というのは、農業用水の取水をすることによって、ため池の水面が上下するという変動が著しいということと、あとため池の管理については、水稲作が終わった秋作には全部落として、泥を上げて一定管理をしなければいけないと、そういうような状況とか、豪雨時のごみ、流木とかの流入、千葉県での太陽光パネルの火事と、こういうような状況というようなこともありますので、本県では、まだため池の設置事例はございません。そういう中で、まずは他県の先進事例を参考にしながら、本県での活用ができるのかどうかにつきましての研究をしてまいりたいと考えております。

【山村副委員長】ありがとうございます。

ぜひ検討をしていただいて、多分、施設の維持管理にどうやってお金を捻出するかと。今までは農業で稼ぎ出したお金でやってきたんでしょけれども、農業者が減ってくる中、ただため池は残るということでいけば、やはりいろん

な防災面の関係も含めて、適切に維持管理をしないと災害につながるリスクもありますので、そこは正直言うと、どうやってお金を捻出するかということも含めた上でぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

もう一点だけお願いします。林業の14次の経営計画の概要を以前説明いただいた中で、これは民間のお金を何とか稼ぎ出そうというところで、J-クレジットの導入が計画の中に盛り込まれていたと思います。民間のお金をどうやって巻き込んでくるかというのはすごく大事な視点になってくると思われますので、このJ-クレジットの販売の取組について、今の考えをお聞かせいただければと思います。

【永田林政課長】今回、県営林の14次の計画を策定させていただきました。13次までの搬出間伐を中心とした木材の生産というのを引き続きしっかりやっていくということに加えまして、先ほど委員からご案内ありましたとおり、J-クレジットにもしっかりと取り組んでいこうということでございます。

県営林、経営面積で5,400ヘクタールほどございますけれども、そのうちの約1,000ヘクタールの分について、クレジットを発行できる森林という形で認めていただいて、その2021年と2022年の2か年分、販売可能量として6,740CO トンということが販売可能ということになっております。その認定を受けたのが今年の3月でございます。今後、委員ご指摘のとおり、どう売っていくかということになりますけれども、他県がやっている状況からしますと、まずホームページ等に掲載して購入募集周知を図るとということと、併せて、県内にも森林関係について興味を持たれている企業もございまして、そういったところにこちらの方から働きかけをして、

購入をしていただくという取組を進めていきたいと考えております。

【山村副委員長】 ありがとうございます。

県内の産業界もCO 削減に向けていろいろな取組をされていると思いますので、林業と産業界がうまく連携していけば、CO 削減に向けた取組の事例として大変いいものになってくると思いますので、ぜひ連携も含めて考えていただければと思います。

ありがとうございます。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時40分 休憩

-----  
午前11時41分 再開

-----  
【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。  
これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

農林部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時41分 休憩

-----  
午前11時44分 再開

-----  
【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。  
閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時44分 休憩

-----  
午前11時45分 再開

-----  
【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。  
閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午前11時45分 閉会

# 農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年7月2日

農水経済委員会委員長 中村 一三

議長 徳永 達也 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 77 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決

計 1 件（原案可決 1 件）

### 2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 3 号	「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書	不採択

計 1 件（不採択 1 件）

委 員 長 中村 一三

副 委 員 長 山村 健志

署 名 委 員 前田 哲也

署 名 委 員 堤 典子

---

書 記 中尾 勝三

書 記 山本 千亜紀

速 記 (有)長崎速記センター